

レビ記

記

第 一 章
 一 主はモーセを呼び、会見の幕屋からこれに告げて言われた、二イスラエルの人々に言いなさい、「あなたがたのうちだれでも家畜の供え物を主にさげるときは、牛または羊を供え物としてささげなければならない。」
 三 もしその供え物が牛の燔祭であるならば、雄牛の全きものをささげなければならない。会見の幕屋の入口で、主の前に受け入れられるように、これをささげなければならぬ。四 彼はその燔祭の獸の頭に手を置かなければならぬ。そうすれば受け入れられて、彼のためにあがらないとなるであろう。五 彼は主の前でその子牛をほぶり、アロンの子なる祭司たちは、その血を携えてきて、会見の幕屋の入口にある祭壇の周囲に、その血を注ぎかけなければならない。六 彼はまたその燔祭の獸の皮をはぎ、節々に切り分かなければならぬ。七 祭司アロンの子アロンの子なる祭司たちはその切り分けたものを、頭および脂肪と共に、祭壇の上にある火の上のたきぎの上に並べなければならない。八 その内臓と足とは水で洗わなければならぬ。九 その内臓と足とは水で洗わなければならぬ。こうして祭司はそのすべてを祭壇の上に火を置き、その火の上にたきぎを並べなければならない。こうして祭司はそのすべてを祭壇の上に

で焼いて燔祭としなければならない。これは火祭であつて、主にささげる香ばしいかおりである。
 一 もしその燔祭の供え物が群れの羊または、やぎであるならば、雄の全きものをささげなければならない。二 彼は祭壇の北側で、主の前にこれをほぶり、アロンの子なる祭司たちは、その血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならない。三 彼はまたこれを節々に切り分かち、祭司はこれを頭および脂肪と共に、祭壇の上にある火の上のたきぎの上に並べなければならない。三 その内臓と足とは水で洗わなければならない。こうして祭司はそのすべてを祭壇の上で焼いて燔祭としなければならない。これは火祭であつて、主にささげる香ばしいかおりである。
 四 もし主にささげる供え物が、鳥の燔祭であるならば、山ばと、または家ばとのひなを、その供え物としてささげなければならない。五 祭司はこれを祭壇に携えて行き、その首を摘み破り、祭壇の上で焼かなければならぬ。その血は絞り出して祭壇の側面に塗らなければならぬ。六 またその餌袋は羽と共に除いて、祭壇の東の方にある灰捨場に捨てなければならない。七 これは、その翼を握って裂かなければならぬ。ただし引き離してはならない。祭司はこれを祭壇の上で、火の上のたきぎの上で燔祭として焼かなければならぬ。これは火祭であつて、主にささげる香ばしいかおりである。

第二章 一人が素祭の供え物を主にささげると

きは、その供え物は麦粉でなければならない。その上に油を注ぎ、またその上に乳香を添え、これをアロンの祭司はその麦粉とその油の一握りを乳香の全部と共に取り、これを記念の分として、祭壇の上で焼かなければならぬ。これは火祭であつて、主にささげる香ばしいかおりである。^(三) 素祭の残りはアロンとその子らのものになる。これは主の火祭のいと聖なる物である。

^(四) あなたが、もし天火で焼いたものを素祭としてささげるならば、それは麦粉に油を混ぜて作った種入れぬ菓子、または油を塗った種入れぬ煎餅でなければならない。^(五) あなたの供え物が、もし、平鍋で焼いた素祭であるならば、それは麦粉に油を混ぜて作つた種入れぬ菓子、または油を塗がなければならぬ。これは素祭である。^(六) あなたはそれを細かく碎き、その上に油を注がなければならぬ。これは素祭である。^(七) あなたの供え物が、もし深鍋で煮た素祭であるならば、麦粉に油を混せて作らなければならぬ。あなたはこれらの中から記念の分を取つて、乳香の全部と共に焼かなければならぬ。これは主にささげる火祭である。

第三章 —もし彼の供え物が酬恩祭の犠牲であつて、牛をささげるのであれば、雌雄いずれであつても、全きものを主の前にささげなければならぬ。^(二) 彼はその供え物の頭に手を置き、会見の幕屋の入口で、これをほぶらなければならない。そしてアロンの子なる祭司たちは、その血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならぬ。^(三) 彼はまたその酬恩祭の犠牲のうちから火祭を主にささげなければならない。すなわち内臓をおおう脂肪である物である。

と、内臓の上のすべての脂肪、二つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共にとられる肝臓の上の小葉である。^五そしてアロンの子たちは祭壇の上で、火の上のたきぎの上に置いた燔祭の上で、これを焼かなければならぬ。これは火祭であつて、主にさげる香ばしいかおりである。

^六もし彼の供え物が主にさげる酬恩祭の犠牲で、それが羊であるならば、雌雄いづれであつても、全きものをさげなければならぬ。^七もし小羊を供え物としてさげるならば、それを主の前に連れてきて、^八その供え物の頭に手を置き、それを会見の幕屋の前で、ほふらなければならぬ。そしてアロンの子たちはその血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならない。^九彼はその酬恩祭の犠牲のうちから、火祭を主にさげなければならぬ。すなわちその脂肪、背骨に接して切り取る脂尾の全部、内臓をおおう脂肪と内臓の上のすべての脂肪、^{一〇}二つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共に取られる肝臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。^{一一}祭司はこれを祭壇の上で焼かなければならぬ。これは火祭であつて、主にさげる食物である。

第 四 章 ^一主はまたモーセに言われた、^二イスラエルの人々に言いなさい、「もし人があやまつて罪を犯し、主のいましめにそむいて、してはならないことの一つをした時は次のようにしなければならない。^三すなわち、油注がれた祭司が罪を犯して、とがを民に及ぼすならば、彼はその犯した罪のために雄の全き子牛を罪祭として主にさげなければならない。^四その子牛を会見の幕屋の入口に連れてきて、主の前に至り、その子牛の頭に手を置き、その子牛を主の前で、ほふらなければならぬ。^五油注がれた祭司は、その子牛の血を取つて、それを会見の幕屋に携え入り、^六そして祭司は指をその血に浸して、聖所の垂幕の前で、主の前にその血を七たび注がない。^七祭司はまたその血を取り、主の前で会見の幕屋の中にある香ばしい薰香の祭壇の角に、そ

れを塗らなければならぬ。その子牛の血の残りはことごとく会見の幕屋の入口にある燔祭の祭壇のもとに注がなければならない。またその罪祭の子牛から、すべての脂肪を取らなければならぬ。すなわち内臓をおおう脂肪と内臓の上のすべての脂肪、九一つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。これを取るには酬恩祭の犠牲の雄牛から取ると同じようにしなければならない。そして祭司はそれを燔祭の祭壇の上で焼かなければならぬ。この子牛の皮とそのすべての肉、およびその頭と足と内臓と汚物など、二すべてその子牛の残りは、これを宿営の外の、清い場所なる灰捨場に携え出し、火をもつてこれをたきぎの上で焼き捨てなければならない。三もしイスラエルの全会衆があやまちを犯し、そのことが会衆の目に隠れていても、主のいましめにそむいて、してはならないことの一つをなして、とがを得たならば、四その犯した罪が現れた時、会衆は雄の子牛を罪祭としてささげなければならぬ。すなわちそれを会見の幕屋の前に連れてきて、五会衆の長老たちは、主の前でその子牛の頭に手を置き、その子牛を主の前で、ほふらなければならぬ。六そして、油注がれた祭司は、その子牛の血を会見の幕屋に携え入り、七祭司は指をその血に浸し、垂幕の前で主の前に七たび注がなければならぬ。

一またその血を取つて、会見の幕屋の中の主の前にある祭壇の角に、それを塗らなければならぬ。その血の残りはことごとく会見の幕屋の入口にある燔祭の祭壇のもとに注がなければならない。二またそのすべての脂肪を取りつて祭壇の上で焼かなければならぬ。三すなわち祭司は罪祭の雄牛にしたように、この雄牛にも、しなければならない。こうして、祭司が彼らのためにあがないをするならば、彼らはゆるされるであろう。三そして、彼はその雄牛を宿営の外に携え出し、はじめの雄牛を焼き捨てたように、これを焼き捨てなければならない。これは会衆の罪祭である。

三またつかさたる者が罪を犯し、あやまつて、その神、主のいましめにそむき、してはならないことの一つをして、とがを得、三もしその犯した罪を知るようになつたときは、供え物として雄やぎの全きものを連れてきて、四そのやぎの頭に手を置き、燔祭をほぶる場所で、主の前にこれをほぶらなければならぬ。これは罪祭である。五祭司は指でその罪祭の血を取り、燔祭の祭壇の角にそれを塗り、残りの血は燔祭の祭壇のもとに注がなければならぬ。六また、そのすべての脂肪は、酬恩祭の犠牲の脂肪と同じように、祭壇の上で焼かなければならぬ。こうして、祭司が彼のためにその罪のあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。七また一般の人があやまつて罪を犯し、主のいま

しめにそむいて、してはならないことの一つをして、とがを得、二その犯した罪を知るようになったときは、その犯した罪のために供え物として雌やぎの全きものを連れてきて、三その罪祭の頭に手を置き、燔祭をほふる場所で、その罪祭をほふらなければならない。三そして祭司は指でその血を取り、燔祭の祭壇の角にこれを塗り、残りの血をことごとく祭壇のもとに注がなければならぬ。三またそのすべての脂肪は酬恩祭の犠牲から脂肪を取ると同じように取り、これを祭壇の上で焼いて主にささげる香ばしいかおりとしなければならない。こうして祭司が彼のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

もし小羊を罪祭のために供え物として連れてくるならば、雌の全きものを連れてこなければならない。三その罪祭の頭に手を置き、燔祭をほふる場所で、これをほり、罪祭としなければならない。三そして祭司は指でその罪祭の血を取り、燔祭の祭壇の角にそれを塗り、残りの血はことごとく祭壇のもとに注がなければならぬ。三またそのすべての脂肪は酬恩祭の犠牲から小羊の脂肪を取ると同じように取り、祭司はこれを主にささげる火祭のようないい。三またそのすべての脂肪は燔祭の犠牲からうして祭司が彼の犯した罪のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

第五章 一もし人が証人に立ち、誓いの声を聞く

きながら、その見たこと、知っていることを言わないで、罪を犯すならば、彼はそのとがを負わなければならぬ。三また、もし人が汚れた野獸の死体、汚れた家畜の死体、汚れた這うものの死体など、すべて汚れたものに触れるならば、そのことに気づかなくても、彼は汚れたものとなつて、とがを得る。三また、もし彼が人の汚れに触れるならば、その人の汚れが、どのような汚れであれ、それに気づかなくても、彼がこれを知るようになつた時は、とがを得る。四また、もし人がみだりにくちびるで誓い、悪をなそう、または善をなそうと言つならば、その人が誓つてみだりに言つたことは、それがどんなことであれ、それに気づかなくても、彼がこれを知るようになつた時は、これら的一つについて、とがを得る。五もしこれらの一つについて、とがを得たときは、その罪を犯したこと告白し、六その犯した罪のために償いとして、雌の家畜、すなわち雌の小羊または雌やぎを主のもとに連れてきて、罪祭としなければならない。こうして祭司は彼のために罪のあがないをするであろう。

もし小羊に手のとどかない時は、山ばと一羽か、家ばとのひな二羽かを、彼が犯した罪のために償いとして主に携えてきて、一羽を罪祭に、一羽を燔祭にしなければならない。八すなわち、これらを祭司に携えてきて、祭司はその罪祭のものを先にささげなければならぬ。すなわち、その頭を首の根のところで、摘み破らなければならぬ。

ばならない。ただし、切り離してはならない。^九そしてその罪祭の血を祭壇の側面に注ぎ、残りの血は祭壇のもとに絞り出さなければならぬ。これは罪祭である。^{一〇}また第二のものは、定めにしたがつて燔祭としなければならない。こうして、祭司が彼のためにその犯した罪のあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。^{一一}こもし二羽の山ばとも、二羽の家ばとのひなにも、手の届かないときは、彼の犯した罪のために、供え物として麦粉十分の一エバを携えてきて、これを罪祭としなければならない。ただし、その上に油をかけてはならない。^{一二}彼はこれを祭司のもとに携えて行き、祭司は一握りを取つて、記念の分とし、これを主にささげる火祭のように、祭壇の上で焼かなければならない。^{一二}これは罪祭である。^{一三}こうして、祭司が彼のために、すなわち彼がこれらの一つを犯した罪のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。そしてその残りは素祭と同じく、祭司に帰するであろう。^{一四}主はまたモーセに言われた、^{一五}「もしわち、彼がこれらの一つを犯した罪のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。そしてその残りは素祭と同じく、祭司に帰するであろう。」

第六章 ^一主はまたモーセに言われた、^二「もしわち、彼がこれらの一つを犯した罪のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。そしてその残りは素祭と同じく、祭司に帰するであろう。」^三主はまたモーセに言われた、^四「もしわち、彼がこれらの一つを犯した罪のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。そしてその残りは素祭と同じく、祭司に帰するであろう。」^五「もし人が不正をなし、あやまつて主の聖なる物について罪を犯したときは、その償いとして、あなたの値積りにしたがい、聖所のシケルで、銀数シケルに当る雄羊の全きものを、群れのうちから取り、それを主に携えてきて、愆祭としなければならない。^六そしてその聖なる物について犯した罪のた

めに償いをし、またその五分の一をこれに加えて、祭司に渡さなければならぬ。こうして祭司がその愆祭の雄羊をもつて、彼のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。^七また人がもし罪を犯し、主のいましめにそむいて、してはならないことの一つをしたときは、たといそれを知らないでも、彼は罪を得、そのとがを負わなければならぬ。^八彼はあなたの値積りにしたがつて、雄羊の全きものを群れのうちから取り、愆祭としてこれを祭司のもとに携えてこなければならない。こうして、祭司が彼のために、すなわち彼が知らないで、しかもあやまつて犯した過失のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。^九これは愆祭である。彼は確かに主の前にとがを得たからである。」

が愆祭をささげる日に、これをその元の持ち主に渡さなければならぬ。彼はその償いとして、あなたの値積りにしたかい、雄羊の全きものを、群れの中から取り、これを祭司のもとに携えてきて、愆祭として主にささげなければならない。こうして、祭司が主の前で彼のためあがないをするならば、彼はそのいづれを行つてとがを得てもゆるされるであろう」。

八主はまたモーセに言われた、「アロンとその子たちに命じて言いなさい、「燔祭のおきては次のとおりである。燔祭は祭壇の炉の上に、朝まで夜もすがらあるようにし、そこに祭壇の火を燃え続かせなければならない。」○祭司は亞麻布の服を着、亞麻布のものひきを身につけ、祭壇の上で火に焼けた燔祭の灰を取つて、これを祭壇のそばに置き、二その衣服を脱ぎ、ほかの衣服を着て、その灰を宿営の外の清い場所に携え出さなければならぬ。三祭壇の上の火は、そこに燃え続かせ、それを消してはならない。祭司は朝ごとに、たきぎをその上に燃やし、燔祭をその上に並べ、また酬恩祭の脂肪をその上で焼かなければならぬ。三火は絶えず祭壇の上に燃え続かせ、これを消してはならない。

一四素祭のおきては次のとおりである。アロンの子たちはそれを祭壇の前で主の前にささげなければならない。五すなわち素祭の麦粉一握りとその油を、素祭の上にある全部の乳香と共に取つて、祭壇の上で焼き、香ばしい

かおりとし、記念の分として主にささげなければならぬ。二その残りはアロンとその子たちが食べなければならぬ。すなわち、種を入れずに聖なる所で食べなければならぬ。三これは種を入れて焼いてはならない。わたしはこれをわたしの火祭のうちから彼らの分として与える。これは罪祭および愆祭と同様に、いと聖なるものである。一五アロンの子たちのうち、すべての男子はこれを食べることができる。これは主にささげる火祭のうちから、あなたがたが代々永久に受けるよう定められた分である。すべてこれに触れるものは聖となるであろう」。

一六主はまたモーセに言われた、「アロンとその子たちが、アロンの油注がれる日に、主にささぐべき供え物は次のとおりである。すなわち麦粉十分の一エバを、絶えずささげる素祭とし、半ばは朝に、半ばは夕にささげなければならない。二それは油をよく混せて平鍋で焼き、それを携えてきて、細かく碎いた素祭とし、香ばしがおりとして、主にささげなければならない。三彼の子たちのうち、油注がれて彼について祭司となる者は、これをささげなければならない。これは永久に主に帰する分として、全く焼きつくすべきものである。三すべて祭司の素祭は全く焼きつくすべきものであつて、これを食べてはならない」。

一七主はまたモーセに言われた、「アロンとその子た

ちに言ひなさい、「罪祭のおきては次のとおりである。罪祭は燔祭をほふる場所で、主の前にほふらなければならない。これはいと聖なる物である。云々罪のためにこれをささげる祭司が、これを食べなければならない。すなわち会見の幕屋の庭の聖なる所で、これを食べなければならぬ。ニセすべてその肉に触れる者は聖となるであろう。もしその血が衣服にかかったならば、そのかかったものは聖なる所で洗わなければならぬ。云々またそれを煮た土の器は碎かなければならない。もし青銅の器で煮たのであれば、それはみがいて、水で洗わなければならぬ。元々祭司たちのうちのすべての男子は、これを食べることができる。これはいと聖なるものである。云々しかし、その血を会見の幕屋に携えていって、聖所であがないに用いた罪祭は食べてはならない。これは火で焼き捨てなければならない。

第七章 — 惡祭のおきては次のとおりである。それはいと聖なる物である。ニケンさいは燔祭をほふる場所でほふらなければならない。そして祭司はその血を祭壇の周間に注ぎかけ、三そのすべての脂肪をささげなければならぬ。すなわち脂尾、内臓をおおう脂肪、四二つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、腎臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。五祭司はこれを祭壇の上で焼いて、主に火祭としなければならない。これは惡祭である。六祭司たちのうちのすべての男子は、これを食

べることができる。これは聖なる所で食べなければならない。これはいと聖なる物である。罪祭も惡祭も、そのおきては一つであつて、異なるところはない。これは、あがないをなす祭司に帰する。八人が携えてくる燔祭をささげる祭司、その祭司に、そのささげる燔祭のものの皮は帰する。九すべて天火で焼いた素祭、またすべて深鍋または平鍋で作つたものは、これをささげる祭司に帰する。十すべて素祭は、油を混ぜたものも、かわいたものも、アロンのすべての子たちにひとしく帰する。十一主にささぐべき酬恩祭の犠牲のおきては次のとおりである。ニもしこれを感謝のためにささげるのであれば、油を混ぜた種入れぬ菓子と、油を塗つた種入れぬ煎餅と、よく混ぜた麦粉に油を混ぜて作った菓子とを、感謝の犠牲に合わせてささげなければならない。十三また種を入れたパンの菓子をその感謝のための酬恩祭の犠牲に合せ、供え物としてささげなければならない。十四すなわちこのすべての供え物のうちから、菓子一つずつを取つて主にささげなければならない。これは酬恩祭の血を注ぎかける祭司に帰する。十五その感謝のための酬恩祭の犠牲の肉は、その供え物をささげた日のうちに食べなければならない。少しでも明くる朝まで残して置いてはならない。一六しかし、その供え物の犠牲がもし誓願の供え物、または自発の供え物であるならば、その犠牲をささげた日のうちにそれを食べ、その残りはまた明くる日に食べ

ることができる。一七ただし、その犠牲の肉の残りは三日には火で焼き捨てなければならない。一八もしその酬恩祭の犠牲の肉を三日目に少しでも食べるならば、それは受け入れられず、また供え物と見なされず、かえつて忌むべき物となるであろう。そしてそれを食べる者はとがを負わなければならぬ。

一九その肉がもし汚れた物に触れるならば、それを食べることなく、火で焼き捨てなければならない。犠牲の肉はすべて清い者がこれを食べることができる。二〇もし人がその身に汚れがあるのに、主にささげた酬恩祭の犠牲の肉を食べるならば、その人は民のうちから断たれるであろう。二二また人があもしすべて汚れたもの、すなわち人の汚れ、あるいは汚れた獸、あるいは汚れた這うものに触れながら、主にささげた酬恩祭の犠牲の肉を食べるならば、その人は民のうちから断たれるであろう。

二三主はまたモーセに言われた、二四イスラエルの人々に言ひなさい、『酬恩祭の犠牲を主にささげる者は、その酬恩祭の犠牲のうちから、その供え物を主に携えてこなければならぬ。二五主の火祭は手ずからこれを携えてこなければならぬ。すなわちその脂肪と胸とを携えてきて、その胸を主の前に振り動かして、搖祭としなければならない。二六そして祭司はその脂肪を祭壇の上で焼かなければならぬ。二七その胸はアロンとその子たちに帰する。二八あなたがたの酬恩祭の犠牲のうちから、その右の胸を擧祭として、祭司に与えなければならぬ。二九アロンの子たちのうち、酬恩祭の血と脂肪とをささげる者は、その右の胸を自分の分として、獲るであろう。三十わたしはイスラエルの人々の酬恩祭の犠牲のうちから、その胸と祭司の胸とを取つて、祭司アロンとその子たちに与え、これをイスラエルの人々から永久に彼らの受くべき分とする。三一これは主の火祭のうちから、アロンの受け分と、その子たちの受け分とで三二日に定められたのである。三三すなわち、これは彼らに油を注ぐ日に、イスラエルの人々が彼らに与えるようになつて、祭司の職をなすため、彼らが主にささげられた主が命じられたものであつて、代々永久に受くべき分である』。

て血を食べるならば、その人は民のうちから断たれるであろう』。

二六主はまたモーセに言われた、二七イスラエルの人々に言ひなさい、『酬恩祭の犠牲を主にささげる者は、その酬恩祭の犠牲のうちから、その供え物を主に携えてこなければならぬ。二八主の火祭は手ずからこれを携えてこなければならぬ。すなわちその脂肪と胸とを携えてきて、その胸を主の前に振り動かして、搖祭としなければならない。二九そして祭司はその脂肪を祭壇の上で焼かなければならぬ。二九その胸はアロンとその子たちに帰する。三〇あなたがたの酬恩祭の犠牲のうちから、その右の胸を擧祭として、祭司に与えなければならぬ。三一アロンの子たちのうち、酬恩祭の血と脂肪とをささげる者は、その右の胸を自分の分として、獲るであろう。三二わたしはイスラエルの人々の酬恩祭の犠牲のうちから、その胸と祭司の胸とを取つて、祭司アロンとその子たちに与え、これをイスラエルの人々から永久に彼らの受くべき分とする。三三これは主の火祭のうちから、アロンの受け分と、その子たちの受け分とで三四日に定められたのである。三五すなわち、これは彼らに油を注ぐ日に、イスラエルの人々が彼らに与えるようになつて、祭司の職をなすため、彼らが主にささげられた主が命じられたものであつて、代々永久に受くべき分である』。

三七 これは燔祭、素祭、罪祭、愆祭、任職祭、酬恩祭の犠牲のおきてである。三八 すなわち、主がシナイの荒野ににおいてイスラエルの人々にその供え物を主にささげることを命じられた日に、シナイ山でモーセに命じられたものである。

第八章 一 主はまたモーセに言われた、「あなたはアロンとその子たち、およびその衣服、注ぎ油、罪祭の雄牛、雄羊二頭、種入れぬパン一かごを取り、三まつ全会衆を会見の幕屋の入口に集めなさい」。四 モーセは主が命じられたようにした。そして会衆は会見の幕屋の入口に集まつた。

五 そこでモーセは会衆にむかつて言つた、「これは主があなたがたにせよと命じられたことである」。六 そしてモーセはアロンとその子たちを連れてきて、水で彼らを洗い清め、エボデを着けさせ、エボデの帯をしめさせ、まとわせ、エボデを着けさせ、エボデの帯をしめさせ、それをもつてエボデを身に結いつけ、また胸當を着けさせ、その胸當にウリムとトンミムを入れ、九 その頭に帽子をかぶらせ、その帽子の前に金の板、すなわち聖なる冠をつけさせた。主がモーセに命じられたとおりである。

一〇 モーセはまた注ぎ油を取り、幕屋とそのうちのすべての物に油を注いでこれを聖別し、二かつ、それを七たび祭壇に注ぎ、祭壇とそのもろもろの器、洗盤とその台

に油を注いでこれを聖別し、三また注ぎ油をアロンの頭に注ぎ、彼に油を注いでこれを聖別した。四 モーセはまたアロンの子たちを連れてきて、服を彼らに着させ、帶を彼らにしめさせ、頭巾を頭に巻かせた。主がモーセに命じられたとおりである。

一四 彼はまた罪祭の雄牛を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その罪祭の雄牛の頭に手を置いた。五 モーセはこれをほり、その血を取り、指をもつてその血を祭壇の四すみの角につけて祭壇を清め、また残りの血を祭壇のもとに注いで、これを聖別し、これがためにあがないをした。六 モーセはまたその内臓の上のすべての脂肪、肝臓の小葉、二つの腎臓とその脂肪とを取り、これを祭壇の上で焼いた。七 ただし、その雄牛の皮と肉と汚物は宿當の外で、火をもつて焼き捨てた。主がモーセに命じられたとおりである。

一八 彼はまた燔祭の雄羊を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その雄羊の頭に手を置いた。九 モーセはこれをほり、その血を祭壇の周囲に注ぎかけた。二〇 そして、モーセはその雄羊を節々に切り分かつ、その頭と切り分けたものと脂肪とを焼いた。三またモーセは水でその内臓と足とを洗い、その雄羊をことごとく祭壇の上で焼いた。これは香ばしいかおりのための燔祭であつて、主にささげる火祭である。主がモーセに命じられたとおりである。

三 彼はまたほかの雄羊、すなわち任職の雄羊を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その雄羊の頭に手を置いた。三 モーセはこれをほぶり、その血を取つて、アロンの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた。四 またモーセはアロンの子たちを連れてきて、その血を彼らの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた。そしてモーセはその残りの血を、祭壇の周囲に注ぎかけた。五 彼はまたその脂肪、肝臓の小葉、二つの腎臓とその脂肪、ならびにその右のももを取り、六 また主の前にある種入れぬパンのかごから種入れぬ菓子一つと、油を入れたパンの菓子一つと、煎餅一つとを取つて、かの脂肪と右のももとの上に載せ、七 これをすべてアロンの手と、その子たちの手に渡し、主の前に振り動かさせて揺祭とした。八 そしてモーセはこれを彼らの手から取り、祭壇の上で燔祭と共に焼いた。これは香ばしいかおりとする任職の供え物であつて、主にささげる火祭である。九 そしてモーセはその胸を取り、主の前にこれを振り動かして搖祭とした。これは任職の雄羊のうちモーセに帰すべき分であつた。主がモーセに命じられたとおりである。十 モーセはまた注ぎ油と祭壇の上の血とを取り、これをアロンとその服、またその子たちとその服とに注いで、アロンとその服、およびその子たちと、その服とを聖別した。

三 モーセはまたアロンとその子たちに言つた、「会見の幕屋の入口でその肉を煮なさい。そして任職祭のかごの中のパンと共に、それをその所で食べなさい。これは『アロンとその子たちが食べなければならない、と言え』とわたしが命じられたとおりである。三 あなたがたはその肉とパンとの残ったものを火で焼き捨てなければならぬ。三 あなたがたはその任職祭の終る日まで七日の間、会見の幕屋の入口から出ではならない。あなたがたの任職は七日を要するからである。三 キょう行つたように、あなたがたのために、あがないをせよ」と主はお命じになつた。三 あなたがたは会見の幕屋の入口に七日の間、日夜とどまり、主の仰せを守つて、死ぬことのないようにならなければならない。わたしはそのように命じられたからである。三 アロンとその子たちは主がモーセによつてお命じになつたことを、ことごとく行つた。

第九章 一 八日目になつて、モーセはアロンとその子たち、およびイスラエルの長老たちを呼び寄せ、ニアロンに言つた、「あなたは雄の子牛の全きものを罪祭のために取り、また雄羊の全きものを燔祭のために取つて、主の前にささげなさい。三 あなたはまたイスラエルの人々に言いなさい、「あなたがたは雄やぎを罪祭のために取り、また一歳の全き子牛と小羊とを燔祭のために取りなさい。四 また主の前にささげる酬恩祭のために雄牛と雄羊とを取り、また油を混ぜた素祭を取りなさい。

主がきょうあなたがたに現れたもうからである』。五彼らはモーセが命じたものを会見の幕屋の前に携えてきた。会衆がみな近づいて主の前に立つたので、六モーセは言つた、「これは主があなたがたに、せよと命じられたことである。こうして主の栄光はあなたがたに現れるであろう」。七モーセはまたアロンに言つた、「あなたは祭壇に近づき、あなたの罪祭と燔祭をささげて、あなたのため、また民のためにあがないをし、また民の供え物をさげて、彼らのためにあがないをし、すべて主がお命じになつたようにしなさい」。

八そこでアロンは祭壇に近づき、自分のための罪祭の子牛をほふつた。九そしてアロンの子たちは、その血を彼のもとに携えてきたので、彼は指をその血に浸し、それを祭壇の角につけ、残りの血を祭壇のもとに注ぎ、一〇また罪祭の脂肪と腎臓と肝臓の小葉とを祭壇の上で焼いた。主がモーセに命じられたとおりである。二またその肉と皮とは宿營の外で火をもつて焼き捨てた。三彼らはまた燔祭の獸をほぶり、アロンの子たちがその血を彼に渡したので、これを祭壇の周囲に注ぎかけた。四彼らがまた燔祭のもの、すなわち、その切り分けたものと頭とを彼に渡したので、彼はこれを祭壇の上で焼いた。五またその内臓と足とを洗い、祭壇の上で燔祭と共にこれを焼いた。五彼はまた民の供え物をさげた。すなわち、民のた

めの罪祭のやぎを取つてこれをほぶり、前のようにこれを罪のためにささげた。六また燔祭をささげた。すなわち、これを定めのようによくささげた。七また素祭をささげ、そのうちから一握りを取り、朝の燔祭に加えて、これを祭壇の上で焼いた。

八彼はまた民のためにささげる酬恩祭の犠牲の雄牛と雄羊とをほぶり、アロンの子たちが、その血を彼に渡したもので、彼はこれを祭壇の周囲に注ぎかけた。九またその雄牛と雄羊との脂肪、すなわち、脂尾、内臓をおおうもの、腎臓、肝臓の小葉。十これららの脂肪を彼らはその胸の上に載せて携えてきたので、彼はその脂肪を祭壇の上で焼いた。三その胸と右のももとは、アロンが主の前に振り動かして搖祭とした。モーセが命じたとおりである。

三アロンは民にむかって手をあげて、彼らを祝福し、アロンは会見の幕屋に入り、また出てきて民を祝福した。そして主の栄光はすべての民に現れ、二主の前から火が出て、祭壇の上の燔祭と脂肪とを焼きつくした。民はみな、これを見て喜びよばわり、そしてひれ伏した。上に盛つて、異火を主の前にささげた。これは主の命令に反することであったので、二主の前から火が出て彼ら

第一〇章

一さてアロンの子ナダブとアビフとは、おのおのその香炉を取つて火を入れ、薰香をその上に盛つて、異火を主の前にささげた。これは主の命令に反することであったので、二主の前から火が出て彼ら

を焼き滅ぼし、彼らは主の前に死んだ。三その時モーセはアロンに言つた、「主は、こう仰せられた。すなわち『わたしは、わたしに近づく者のうちに、わたしの聖なることを示し、すべての民の前に榮光を現すであろう』」。

アロンは黙していた。

四モーセはアロンの叔父ウジエルの子ミシヤエルとエルザパンとを呼び寄せて彼らに言つた、「近寄つて、あなたがたの兄弟たちを聖所の前から、宿営の外に運び出し、モーセの言つたようにした。六モーセは彼らは近寄つて、彼らをその服のまま宿営のなさい」。

五モーセは髪の毛を乱し、また衣服を裂いてはな外に運び出し、モーセの言つたようにした。

六モーセはまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルとに言つた、「あなたがたは主の怒られない。あなたがたが死ぬことのないため、また主の怒らない。あなたがたは髪の毛を乱し、また衣服を裂いてはならない。あなたがたが死ぬことのないようには、会見の幕屋の入口もつて焼き滅ぼしたもうたことを嘆いてもよい。七また、あなたがたは死ぬことのないようには、あなたがたの上に主の注ぎ油があるからである」。

八モーセはアロンに言われた、「あなたも、あなたの子たちも会見の幕屋にはいる時には、死ぬことのないように、ぶどう酒と濃い酒を飲んではならない。これはあなたが代々永く守るべき定めとしなければならない。」。

三モーセはまたアロンおよびその残つている子エレアザルとイタマルとに言つた、「あなたがたは主の火祭のうちから素祭の残りを取り、パン種を入れずに、これを祭壇のかたわらで食べなさい。これはいと聖なる物である。三これは主の火祭のうちからあなたの受ける分、またあなたの子たちの受ける分であるから、あなたがたはこれを聖なる所で食べなければならない。わたしはこのように命じられたのである。四また振り動かした胸とささげたものとは、あなたとあなたのむすこ、娘たちがこれを清い所で食べなければならぬ。これはイスラエルの人人の酬恩祭の犠牲の中からあなたの分、あなたの子たちの分として与えられるものだからである。五彼らはそのささげたももと振り動かした胸と、火祭の脂肪と共に携えてきて、これを主の前に振り動かして搖祭としなければならない。これは主がお命じになつたように、長く受くべき分としてあなたと、あなたの子たちとに帰するであろう」。

一六さてモーセは罪祭のやぎを、ていねいに搜したが、見よ、それがすでに焼かれていたので、彼は残つてゐるアロンの子エレアザルとイタマルとにむかい、怒つて言つた。

た、一七「あなたがたは、なぜ罪祭のものを聖なる所で食べなかつたのか。これはいと聖なる物であつて、あなたがたが会衆の罪を負つて、彼らのために主の前にあがないをするため、あなたがたに賜わつた物である。一八見よ、その血は聖所の中に携え入れなかつた。その肉はわたしが命じたように、あなたがたは必ずそれを聖なる所で食べるべきであつた」。一九アロンはモーセに言つた、「見よ、きょう、彼らはその罪祭と燔祭とを主の前にささげたが、このような事がわたしに臨んだ。もしわたしが、きょう罪祭のものを食べたとしたら、主はこれを良しとせられたであろうか」。二〇モーセはこれを聞いて良しとした。

第一一章 一主はまたモーセとアロンに言われた、二「イスラエルの人々に言ひなさい、『地にあるすべての獸のうち、あなたがたの食べることができる動物は次のとおりである。三獸のうち、すべてひづめの分かれたもの、すなわち、ひづめの全く切れたもの、反芻するものは、これを食べることができる。四ただし、反芻するもの、またはひづめの分かれたもののうち、次のものは食べてはならない。すなわち、らくだ、これは、反芻するけれども、ひづめが分かれていなければ、あなたがたには汚れられたものである。五岩たぬき、これは、反芻するけれども、ひづめが分かれていなければ、あなたがたには汚れたものである。六野うさぎ、これは、反芻するけれども、

ひづめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。七豚、これは、ひづめが分かれており、ひづめが全く切れているけれども、反芻することをしないから、あなたがたには汚れたものである。八あなたがたは、これらのものの肉を食べてはならない。またその死体に触れてはならない。これらは、あなたがたには汚れたものである。

九水の中にいるすべてのもののうち、あなたがたの食べることができるものは次のとおりである。すなわち、海でも、川でも、すべて水の中にいるもので、ひれと、うろこのあるものは、これを食べることができる。一〇すべて水に群がるもの、またすべての水の中にいる生き物のうち、すなわち、すべて海、また川にいて、ひれとうろこのないものは、あなたがたに忌むべきものである。二これらはあなたがたに忌むべきものであるから、あなたがたはその肉を食べてはならない。またその死体は忌むべきものとしなければならない。三すべて水の中にいて、ひれも、うろこもないものは、あなたがたに忌むべきものである。

三鳥のうち、次のものは、あなたがたに忌むべきものとして、食べてはならない。それらは忌むべきものである。すなわち、はげわし、ひげはげわし、みさご、四とび、はやぶさの類、五もろもろのからすの類、六だぢよう、よたか、かもめ、たかの類、七ふくろう、う、みみ

ずく、^{一八}むらさきばん、ペリカン、はげたか、^{一九}こうのとり、さぎの類、やつがしら、こうもり。

^{二〇}また羽があつて四つの足で歩くすべての這うものは、あなたがたに忌むべきものである。^{二一}ただし、羽があつて四つの足で歩くすべての這うもののうち、その足のうえに、跳ね足があり、それで地の上をはねるものは食べることができる。^{二二}すなわち、そのうち次のものは食べることができる。移住いなごの類、遍歴いなごの類、大いなごの類、小いなごの類である。^{二三}しかし、羽があつて四つの足で歩く、そのほかのすべての這うものは、あなたがたに忌むべきものである。

^{二四}あなたがたは次の場合に汚れたものとなる。すなわち、すべてこれらのものの死体に触れる者は夕まで汚れる。^{二五}すべてこれらのものの死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならぬ。彼は夕まで汚れる。^{二六}すべて、ひづめの分かれた獸で、その切れ目の切れていないもの、また、反芻することをしないものは、あなたがたに汚れたものである。すべて、これに触れる者は汚れる。^{二七}すべての死体に触れる者は夕まで汚れる。^{二八}その死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならない。これらは、あなたがたに汚れたものである。

^{二九}地にはう這うもののうち、次のものはあなたがたに

汚れたものである。すなわち、もぐらねずみ、とびねずみ、とげ尾とかげの類、^{三〇}よりも、大とかげ、とかげ、すなとかげ、カメレオン。^{三一}もろもろの這うもののうち、これらはあなたがたに汚れたものである。すべてそれらのものが死んで、それに触れる者は夕まで汚れる。^{三二}またそれらのものが死んで、それが落ちかかった物はすべて汚れる。木の器であれ、衣服であれ、皮であれ、袋であれ、およそ仕事に使う器はそれを水に入れなければならぬ。それは夕まで汚れているが、そののち清くなる。^{三三}またそれらのものが、土の器の中に落ちたならば、その中にあるものは皆汚れる。あなたがたはその器をこわさなければならない。^{三四}またすべてその中にある食物で、水分のあるものは汚れる。またすべてそのような器の中にある飲み物も皆汚れる。^{三五}またそれらのものの死体が落ちかかったならば、その物はすべて汚れる。天火であれ、かまどであれ、それをこわさなければならない。これらは汚れたもので、あなたがたに汚れたものとなる。^{三六}ただし、泉、あるいは水の集まつた水たまりは汚れない。しかし、その死体に触れる者は汚れる。^{三七}それらのものの死体が、まく種の上に落ちても、それは汚れない。^{三八}ただし、種の上に水がかかっていて、その上にそれらのものの死体が、落ちるならば、それはあなたがたに汚れたものとなる。

^{三九}あなたがたの食べる獸が死んだ時、その死体に触れ

る者は夕まで汚れる。四〇その死体を食べる者は、その衣服を洗わなければならぬ。夕まで汚れる。その死体を運ぶ者も、その衣服を洗わなければならぬ。夕まで汚れる。

四一すべて地にはう這うものは忌むべきものである。これを食べてはならない。四二すべて腹ばい行くもの、四つ足で歩くもの、あるいは多くの足をもつもの、すなわち、すべて地にはう這うものは、あなたがたはこれを食べてはならない。それらは忌むべきものだからである。四三あなたがたはすべて這うものによつて、あなたがたの身を忌むべきものとしてはならない。また、これをもつて身を汚し、あるいはこれによつて汚されてはならない。四四わたしはあなたがたの神、主であるから、あなたがたはおのれを聖別し、聖なる者とならなければならぬ。わたしは聖なる者である。地にはう這うものによつて、あなたがたがたの神となるため、あなたがたをエジプトの国から導き上つた主である。わたしは聖なる者であるから、あなたがたは聖なる者とならなければならぬ』。

四五これは獸と鳥と、水の中に動くすべての生き物と、地中に這うすべてのものに關するおきてであつて、四六汚れたものと清いもの、食べられる生き物と、食べられない生き物とを區別するものである。

第一二章　一主はまたモーセに言われた、二「イス

ラエルの人々に言いなさい。『女がもし身ごもつて男の子を産めば、七日あいだ汚れる。すなわち、月のさわりの日かずほど汚れるであろう。三八日目にはその子の前の皮に割札を施さなければならぬ。四その女はなお、血の清めに三十三日を経なければならぬ。その清めの日の満ちるまでは、聖なる物に触れてはならない。また聖なる所にはいってはならない。五もし女の子を産めば、二週間、月のさわりと同じよう汚れる。その女はなお、

血の清めに六十六日を経なければならない。六男の子または女の子についての清めの日が満ちるとき、女は燔祭のために一歳の小羊、罪祭のために家ばとのひな、あるいは山ばとを、会見の幕屋の入口の、祭司のものとに、携えてこなければならぬ。七祭司はこれを主の前にささげて、その女のために、あがないをしなければならない。こうして女はその出血の汚れが清まるであろう。これは男の子または女の子を産んだ女のためのおきてである。八もしその女が小羊に手の届かないときは、山ばと二羽か、家ばとのひな二羽かを取つて、一つを燔祭、一つを罪祭とし、祭司はその女のために、あがないをしなければならぬ。こうして女は清まるである。

第一三章　一主はまたモーセとアロンに言われた、二人がその身の皮に腫、あるいは吹出物、あるいは光

なるならば、その人を祭司アロンまたは、祭司なるアロンの子たちのひとりのもとに、連れて行かなければならない。三祭司はその身の皮の患部を見、その患部の毛がない。三祭司はその身の皮の患部を見、その患部の毛がもし白く変り、かつ患部が、その身の皮よりも深く見えならば、それはらい病の患部である。祭司は彼を見て、これを汚れた者としなければならない。四もしまだその身の皮の光る所が白くて、皮よりも深く見えず、また毛も白く変つていなければならぬ。五七日目に祭司はこれを見、もし患部の様子に変りがなく、また患部が皮に広がつていなければならぬ。六七日目に祭司は再び広がつていなければならぬ。七日目に祭司はこれを見て、もし患部がもし薄らぎ、また患部が皮に広がつていなければならぬ。八祭司はこれを清い者としなければならない。これは吹出物である。その人は衣服を洗わなければならない。この人が祭司に見せて清い者とされた後に、その吹出物が皮に広くひろがるならば、再び祭司にその身を見せなければならぬ。九もし人にらい病の患部があるならば、その人を祭司のものとに連れて行かなければならぬ。十祭司がこれを見て、その皮に白い腫があり、その毛も白く変り、かつ

その腫に生きた生肉が見えるならば、一一これは古いらしい病がその身の皮にあるのであるから、祭司はその人を汚れた者としなければならない。その人は汚れた者であるから、これを留め置くに及ばない。三もしらい病が広く皮に出て、そのらい病が、その患者の皮を頭から足まで、ことごとくおおい、祭司の見るところすべてに及んでおれば、三祭司はこれを見、もしらい病がその身をことごとくおおつておれば、その患者を清い者としなければならない。それはことごとく白く変ったから、彼は清い者である。一四しかし、もし生肉がその人に現れておれば、汚れた者である。五祭司はその生肉を見て、その人を汚れた者としなければならない。生肉は汚れたものであつて、それはらい病である。六もしまだその生肉が再び白く変るならば、その人は祭司のもとに行かなければならぬ。七祭司はその人を見て、もしその患部が白く変つておれば、祭司はその患者を清い者としなければならない。その人は清い者である。

一八また身の皮に腫物があつたが、直つて、一九その腫物の場所に白い腫、または赤みをおびた白い光る所があれば、これを祭司に見せなければならぬ。二〇祭司はこれを見て、もし皮よりも低く見え、その毛が白く変つていれば、祭司はその人を汚れた者としなければならない。それは腫物に起つたらい病の患部だからである。二しかし、祭司がこれを見て、もしその所に白い毛がなく、また

皮よりも低い所がなく、かえつて薄らいでいるならば、祭司はその人を七日のあいだ留め置かなければならぬ。もし三そしてもし皮に広くひろがつてゐるならば、祭司はその人を汚れた者としなければならない。それは患部だからである。三しかし、その光る所がもしその所にとどまつて広がらなければ、それは腫物の跡である。祭司はその人を清い者としなければならない。

二西また身の皮にやけどがあつて、そのやけどの生きた肉がもし赤みをおびた白、または、ただ白くて光る所となるならば、二五祭司はこれを見なければならぬ。そしてもし、その光る所にある毛が白く變つて、そこが皮よりも深く見えるならば、これはやけどに生じたらい病である。祭司はその人を汚れた者としなければならない。

二六これはらい病の患部だからである。二七けれども祭司がこれを見て、その光る所に白い毛がなく、また皮よりも低い所がなく、かえつて薄らいでいるならば、祭司はその人を七日のあいだ留め置き、二八七日目に祭司は彼を見なければならぬ。もし皮に広くひろがつてゐるならば、祭司はその人を汚れた者としなければならない。これはらい病の患部だからであるならば、これはやけどの腫である。祭司はその人を清所にとどまつて、皮に広がらずに、かえつて薄らいでいるならば、これはやけどの跡である。これはやけどの跡だからである。

二九男あるいは女がもし、頭またはあごに患部が生じたならば、三〇祭司はその患部を見なければならぬ。もしそれが皮よりも深く見え、またそこに黄色の細い毛があるならば、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。それはかいせんであつて、頭またはあごのらい病だからである。三一また祭司がそのかいせんの患部を見て、もしそれが皮よりも深く見えず、またそこに黒い毛がないならば、祭司はそのかいせんの患者を七日のあいだ留め置き、三二七日目に祭司はその患部を見なければならぬ。そのかいせんがもし広がらず、またそこに黄色の毛がなく、そのかいせんが皮よりも深く見えないならば、三三その人は身をそらなければならぬ。ただし、そのかいせんをそつてはならない。祭司はそのかいせんのある者をさらに七日のあいだ留め置き、三四七日目に祭司はそのかいせんを見なければならぬ。もしそのかいせんが皮に広がらず、またそれが皮よりも深く見えないならば、祭司はその人を清い者としなければならない。その人はまたその衣服を洗わなければならぬ。そして清くなるであろう。三五しかし、もし彼が清い者とされた後に、そのかいせんが、皮に広くひろがるならば、三六祭司はその人を見なければならぬ。もしそのかいせんが皮に広がつてゐるならば、祭司は黄色の毛を搜すまでもなく、その人は汚れた者である。三七しかし、もしそのかいせんの様子に変りなく、そこに黒い毛が生じてゐるならば、

そのかいせんは直つたので、その人は清い。祭司はその人を清い者としなければならない。

三元また男あるいは女がもし、その身の皮に光る所、すなわち白い光る所があるならば、三九祭司はこれを見なければならぬ。もしその身の皮の光る所が、鈍い白であるならば、これはただ白せんがその皮に生じたのであって、その人は清い。

四〇人がもしその頭から毛が抜け落ちても、それがはげならば清い。四一もしその額の毛が抜け落ちても、それがはげならば清い。四二けれども、もしそのはげ頭またははげ額に赤みをおびた白い患部があるならば、それはそのはげ頭またははげ額にらい病が発したのである。四三祭司はこれを見なければならない。もしそのはげ頭または、はげ額の患部の腫が白く赤みをおびて、身の皮にらい病があらわれているならば、四四その人はらい病に冒された者であつて、汚れた者である。祭司はその人を確かに汚れた者としなければならない。患部が頭にあるからである。

四五患部のあるらい病人は、その衣服を裂き、その頭を現し、その口ひげをおおつて『汚れた者、汚れた者』と呼ばばわらなければならない。五六その患部が身にある日の間は汚れた者としなければならない。その人は汚れた者であるから、離れて住まなければならない。すなわち、そ

のすまいは宿營の外でなければならない。

四七また衣服にらい病の患部が生じた時は、それが羊毛の衣服であれ、亞麻の衣服であれ、四八あるいは亞麻または羊毛の縦糸であれ、横糸であれ、あるいは皮であれば皮で作つたどのような物であれ、四九もしその衣服あるいは皮、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮で作つたどのような物であれ、その患部が青みをおびているか、あるいは赤みをおびているならば、これはらい病の患部である。これを祭司に見せなければならない。五〇祭司はその患部を見て、その患部のある物を七日のあいだ留め置き、五七日目に患部を見て、もしその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮、またどのように用いられている皮であれ、患部が広がつてゐるならば、その患部は悪性のらい病であつて、それは汚れた物である。五二彼はその患部のある衣服、あるいは羊毛、または亞麻の縦糸、または横糸、あるいはすべて皮で作つた物を焼かなければならぬ。これは悪性のらい病であるから、その物を火で焼かなければならぬ。

五三しかし、祭司がこれを見て、もし患部がその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいはすべて皮で作つた物に広がつていなければ、五四祭司は命じて、その患部のある物を洗わせ、さらに七日の間これを留め置かなければならぬ。五五そしてその患部を洗つた後、祭司はそれを見て、もし患部の色が変らなければ、患部が広がらなくても、それは汚れた物である。それが表にあつて

も裏にあつても腐れであるから、それを火で焼かなければならぬ。

五六 しかし、祭司がこれを見て、それを洗つた後に、その患部が薄らいだならば、その衣服、あるいは皮、あるいは縦糸、あるいは横糸から、それを切り取らなければならぬ。五七 しかし、なおその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮で作つた物にそれが現れば、それは再発したのである。その患部のある物を火で焼かなければならぬ。五八 また洗つた衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮で作つた物から、患部が消え去るならば、再びそれを洗わなければならぬ。そうすれば清くなるであろう」。

五九 これは羊毛または亞麻の衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいはすべて皮で作った物に生じるらしい病の患部について、それを清い物とし、または汚れた物とするためのおきてである。

第一四章 主はまたモーセに言われた、二「らい病人が清い者とされる時のおきては次のとおりである。すなわち、その人を祭司のもとに連れて行き、三祭司は宿営の外に出て行つて、その人を見、もしらい病の患部がいえているならば、四祭司は命じてその清められる者のために、生きている清い小鳥二羽と、香柏の木と、緋の糸と、ヒソップとを取つてこさせ、五祭司はまた命じて、その小鳥の一羽を、流れ水を盛つた土の器の上で殺させ、

そして生きている小鳥を、香柏の木と、緋の糸と、ヒソップと共に取つて、これをかの流れ水を盛つた土の器の上で殺した小鳥の血に、その生きている小鳥と共に浸し、それをらい病から清められる者に七たび注いで、その人を清い者とし、その生きている小鳥は野に放たなければならない。八清められる者はその衣服を洗い、毛をとごとくそり落し、水に身をすすいで清くなり、その後宿営にはいることができる。ただし七日の間はその天幕の外にいなければならぬ。九そして七日目に毛をことごとくそらなければならぬ。頭の毛も、ひげも、まゆも、ことごとくそらなければならぬ。彼はその衣服を洗い、水に身をすすいで清くなるであろう。

一〇八日目にその人は雄の小羊の全きもの二頭と、一歳の雌の小羊の全きもの一頭とを取り、また麦粉十分の三エバに油を混ぜた素祭と、油一ログとを取らなければならぬ。一一清めをなす祭司は、清められる人これらの人と物とを、会見の幕屋の入口で主の前に置き、一二祭司は、かの雄の小羊一頭を取つて、これを一ログの油と共に犧祭としてささげ、またこれを主の前に振り動かして搖祭としなければならない。一三この雄の小羊は罪祭および燔祭をほふる場所、すなわち聖なる所で、これをほふらなければならない。愆祭は罪祭と同じく、祭司に帰するものであつて、いと聖なる物である。一四そして祭司はその愆祭の血を取り、これを清められる者の右の耳たぶと、

右の手の親指と、右の足の親指とにつけなければならぬ。二五祭司はまた一ログの油を取つて、これを自分の左の手のひらに注ぎ、二六そして祭司は右の指を左の手のひらにある油に浸し、その指をもつて、その油を七たび主の前に注がなければならぬ。二七祭司は手のひらにある油の残りを、清められる者の右の耳たぶと、右の手の親指と、右の足の親指とに、さきにつけた愆祭の血の上につけなければならない。二八そして祭司は手のひらになお残っている油を、清められる者の頭につけ、主の前で、その人のためにあがないをしなければならない。二九また祭司は罪祭をささげて、汚れのゆえに、清められねばならぬ者のためにあがないをし、その後、燔祭のものをほぶらなければならぬ。二〇そして祭司は燔祭と素祭とを燔壇の上にささげ、その人のために、あがないをしなければならない。こうしてその人は清くなるであろう。

三一その人がもし貧しくて、それに手の届かない時は、自分のあがないのために揺り動かす愆祭として、雄の小羊一頭を取り、また素祭として油を混ぜた麦粉十分の一エバと、油一ログとを取り、三さらにその手の届く山ばと二羽、または家ばとのひな二羽を取らなければならぬ。その一つは罪祭のため、他の一つは燔祭のためである。三三そして八日目に、その清めのために会見の幕屋の入口にある祭司のもと、主の前にこれを携えて行かなければならない。三四祭司はその愆祭の雄の小羊と、一ログ

の油とを取り、これを主の前に振り動かして燔祭としなければならない。三五そして祭司は愆祭の雄の小羊をほふり、その愆祭の血を取つて、これを清められる者の右の耳たぶと、右の手の親指と、右の足の親指とにつけなければならぬ。三六また祭司はその油を自分の左の手のひらに注ぎ、三七祭司はその右の指をもつて、左の手のひらにある油を、七たび主の前に注がなければならぬ。三八また祭司はその手のひらにある油を、清められる者の右の耳たぶと、右の手の親指と、右の足の親指とに、すなわち、愆祭の血をつけたところにつけなければならぬ。三九また祭司は手のひらに残っている油を、清められる者の頭につけ、主の前で、その人のために、あがないをしなければならない。三〇その人はその手の届く山ばと一羽、または家ばとのひな一羽をささげなければならぬ。三一すなわち、その手の届くものの一つを罪祭とし、他の一つを燔祭として素祭と共にささげなければならぬ。こうして祭司は清められる者のために、主の前にあがないをするであろう。三二これはらい病の患者で、その清めに必要なものに、手の届かない者のためのおきてである。

三三主はまたモーセとアロンに言われた、「あなたがたに所有として与えるカナンの地に、あなたがたがいる時、その所有の地において、家にわたしがらい病の患者部を生じさせることがあれば、三五その家の持ち主はき

て、祭司に告げ、「患部のようなものが、わたしの家にあります」と言わなければならぬ。〔三〕祭司は命じて、祭司がその患部を見に行く前に、その家をあけさせ、その家にあるすべての物が汚されないよう以し、その後、祭司は、はいってその家を見なければならぬ。〔三〕その患部を見て、もしその患部が家の壁にあつて、青または赤のくぼみをもち、それが壁よりも低く見えるならば、〔三〕祭司はその家を出て、家の入口にいたり、七日の間その家を閉鎖しなければならない。〔三〕祭司は七日目に、またきてそれを見、その患部がもし家の壁に広がつてゐるならば、〔四〕祭司は命じて、その患部のある石を取り出し、町の外の汚れた物を捨てる場所に捨てさせ、〔四〕またその家の中側のまわりを削らせ、その削つたしつくいを町の外の汚れた物を捨てる場所に入れさせ、またほかのしつくいを取つて、元の石のところに入れさせ、またほかのしつくいを取つて、家を塗らせなければならない。

〔四〕このように石を取り出し、家を削り、塗りかえた後に、その患部がもし再び家に出るならば、〔昌〕祭司はまたきて見なければならぬ。患部がもし家に広がつてゐるならば、これは家にある悪性のらい病であつて、これは汚れた物である。〔四五〕その家は、こぼち、その石、その木、その家のしつくいは、ことごとく町の外の汚れた物を捨てる場所に運び出さなければならない。〔五六〕その家が閉鎖されている日の間に、これにはいる者は夕まで汚れるで

ある。〔四七〕その家に寝る者はその衣服を洗わなければならぬ。その家で食する者も、その衣服を洗わなければならぬ。

〔四八〕しかし、祭司がはいって見て、もし家を塗りかえた後に、その患部が家に広がつていなければ、これはその患部がいえたのであるから、祭司はその家を清いものとしなければならない。〔四九〕また彼はその家を清めるために、小鳥二羽と、香柏の木と、緋の糸と、ヒソブとを取り、〔五〇〕その小鳥の一羽を流れ水を盛つた土の器の上で殺し、〔五一〕香柏の木と、ヒソブと、緋の糸と、生きている小鳥とを取つて、その殺した小鳥の血と流れ水に浸し、これを七たび家に注がなければならぬ。〔五二〕こうして祭司は小鳥の血と流れ水と、生きている小鳥と、香柏の木と、ヒソブと、緋の糸とをもつて家を清め、〔五三〕その生きている小鳥は町の外の野に放して、その家のために、あがないをしなければならない。こうして、それは清くなるであろう。

〔五四〕これはらい病のすべての患部、かいせん、〔五五〕および衣服と家のらい病、〔五六〕ならばに腫と、吹出物と、光る所とに関するおきてであつて、〔五七〕いつそれが汚れているか、いつそれが清いかを教えるものである。これがらい病に關するおきてである。

第一五章

主はまた、モーセとアロンに言われて、ニ「イスラエルの人々に言ひなさい、『だれでもその

肉に流出があれば、その流出は汚れである。三その流出による汚れは次のとおりである。すなわち、その肉の流出が続いていても、あるいは、その肉の流出が止まっていても、共に汚れである。四流出ある者の寝た床はすべて汚れる。またその人のすわった物はすべて汚れるであろう。五その床に触れる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。六流出ある者のすわった物の上にすわる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。七流出ある者の肉に触れる者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。八流出ある者のつばきが、清い者にかかるならば、その人は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。九流出ある者の乗った鞍はすべて汚れる。○また彼の下になつた物に触れる者は、すべて夕まで汚れるであろう。またそれらの物を運ぶ者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。二流出ある者が、水で手を洗わずに人に触れるならば、その人は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。三流出ある者が触れた土の器は夕まで汚れるであろう。木の器はすべて水で洗わなければならない。流出ある者の流出がやんで清くなるならば、清めの

ために七日を数え、その衣服を洗い、流れ水に身をすすがなければならない。そうして清くなるであろう。一八日に、山ばと二羽、または家ばとのひな二羽を取つて、会見の幕屋の入口に行き、主の前に出て、それを祭司に渡さなければならぬ。五祭司はその一つを罪祭とし、他の一つを燔祭としてささげなければならない。こうして祭司はその人のため、その流出のために主の前に、あがないをするであろう。

一六人がもし精を漏らすことがあれば、その全身を水にすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。一七すべて精のついた衣服および皮で作った物は水で洗わなければならない。これは夕まで汚れるであろう。一八男がもし女と寝て精を漏らすことがあれば、彼らは共に水に身をすすがなければならない。彼らは夕まで汚れるであろう。

一九また女に流出があつて、その身の流出がもし血であるならば、その女は七日のあいだ不淨である。すべてその女に触れる者は夕まで汚れるであろう。二その不淨の間に、その女の寝た物はすべて汚れる。またその女のすわった物も、すべて汚れるであろう。三すべてその女の床に触れる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。三すべてその女のすわった物に触れる者は皆その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるである

う。三またその女が床の上、またはすわる物の上にある時、それに触れるならば、その人は夕まで汚れるであろう。^二男もし、その女と寝て、その不淨を身にうけるならば、彼は七日のあいだ汚れるであろう。また彼の寝た床はすべて汚れるであろう。

^三女にもし、その不淨の時のほかに、多くの日にわかつて血の流出があるか、あるいはその不淨の時を越して流出があれば、その汚れの流出の日の間は、すべてその不淨の時と同じよう^一に、その女は汚れた者である。^二云々その流出の日の間に、その女の寝た床は、すべてその女の不淨の時の床と同じよう^一に、その女は汚れた者である。^三すわった物は、不淨の汚れのように汚れるであろう。彼は夕まで汚れるで^一ある。彼は夕まで汚れるで^二てこれら^三の物に触れる人は汚れる。その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。^二しかし、その女の流出がやんで、清くなるならば、自分のために、なお七日を数えなければならない。そして後、清くなるであろう。^二その女は八日目に山ばと二羽、または家ばとのひな二羽を自分のために取り、それを会見の幕屋の入口における祭司のもとに携えて行かなければならない。^三祭司はその一つを罪祭とし、他の一つを燔祭としてささげなければならない。こうして祭司はその女のため、その汚れの流出のために主の前に、あがないをするであろう。

^三このようにしてあなたがたは、イエス・キリストの人々を

汚れから離さなければならない。これは彼らのうちにあらわたしの幕屋を彼らが汚し、その汚れのために死ぬことのないためである』。

^三これは流出ある者、

精を漏らして汚れる者、^三不淨をわずらう女、ならびに男あるいは女の流出ある者、および不淨の女と寝る者に關するおきてである。

第一六章

アロンのふたりの子が、主の前に近づいて死んだ後、^二主はモーセに言われた、「あなたの兄弟アロンに告げて、彼が時をわかつず、垂幕の内なる聖所に入り、箱の上なる贖罪所の前に行かぬよう^一にさせなさい。彼が死を免れるためである。なぜなら、わたしは雲の中にあつて贖罪所の上に現れるからである。^三アロンが聖所に、はいるには、次のようにしなければならない。すなわち雄の子牛を罪祭のために取り、雄羊を燔祭のために取り、^四聖なる亞麻布の服を着、亞麻布のももひきをその身にまとい、亞麻布の帶をしめ、亞麻布の帽子をかぶらなければならない。これらは聖なる衣服である。彼は水に身をすすいで、これを着なければならない。六そしてアロンは自分のための罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のために、あがないをしなければならない。アロンはまた二頭のやぎを取り、それを会見の

幕屋の入口で主の前に立たせ、^トその二頭のやぎのために、くじを引かなければならぬ。すなわち一つのくじは主のため、一つのくじはアザゼルのためである。^トそしてアロンは主のためのくじに當つたやぎをささげて、これを罪祭としなければならない。^トしかし、アザゼルのためのくじに當つたやぎは、主の前に生かしておき、これをもつて、あがないをなし、これをアザゼルのためには、荒野に送らなければならぬ。

二すなわち、アロンは自分のための罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のために、あがないをしなければならない。彼は自分のための罪祭の雄牛をほり、三主の前の祭壇から炭火を満たした香炉と、細かくひいた香ばしい薰香を両手いっぱい取つて、これを垂幕の内に携え入り、一主の前で薰香をその火にくべ、薰香の雲に、あかしの箱の上なる贖罪所をおおわせなければならぬ。こうして、彼は死を免れるであろう。^四彼はまたその雄牛の血を取り、指をもつてこれを贖罪所の東の面に注ぎ、また指をもつてその血を贖罪所の前に、七たび注がなければならぬ。

五また民のための罪祭のやぎをほぶり、その血を垂幕の内に携え入り、その血をかの雄牛の血のように、贖罪所の上と、贖罪所の前に注ぎ、六イスラエルの人々の汚れと、そのとが、すなわち、彼らのもうもうの罪ゆえに、聖所のためにあがないをしなければならない。また

彼らの汚れのうちに、彼らと共にある会見の幕屋のためにも、そのようにしなければならない。^七彼が聖所でがないをするために、はいつた時は、自分と自分の家族と、イスラエルの全会衆とのために、あがないをなし終えて出るまで、だれも会見の幕屋の内にいてはならない。^八そして彼は主の前の祭壇のもとに出てきて、これがために、あがないをしなければならない、すなわち、かの雄牛の血と、やぎの血とを取つて祭壇の四すみの角につけ、一九また指をもつて七たびその血をその上に注ぎ、イスラエルの人々の汚れを除いてこれを清くし、聖別しなければならない。

二〇こうして聖所と会見の幕屋と祭壇とのために、あがないをなし終えたとき、かの生きているやぎを引いてこなければならぬ。^二そしてアロンは、その生きているやぎの頭に両手をおき、イスラエルの人々のもうもうの悪と、もうもうのとが、すなわち、彼らのもうもうの罪をその上に告白して、これをやぎの頭にのせ、定めておいた人の手によって、これを荒野に送らなければならない。^三こうしてやぎは彼らのもうもうの悪をになつて、人里離れた地に行くであろう。すなわち、そのやぎを荒野に送らなければならぬ。

三三そして、アロンは会見の幕屋に入り、聖所に入る時に着た亜麻布の衣服を脱いで、そこに置き、四聖なる所で水に身をすぎ、他の衣服を着、出てきて、自分の燔

祭と民の燔祭とをささげて、自分のため、また民のためには、あがないをしなければならない。二五また罪祭の脂肪を祭壇の上で焼かなければならぬ。二六かのやぎをアザゼルに送つた者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならぬ。その後、宿営に入ることができる。二七聖所で、あがないをするために、その血を携え入れられた罪祭の雄牛と、罪祭のやぎとは、宿営の外に携え出し、その皮と肉と汚物とは、火で焼き捨てなければならない。二八これを焼く者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならぬ。その後、宿営に入ることができる。

二九これはあなたがたが永久に守るべき定めである。すなわち、七月になつて、その月の十日に、あなたがたは身を悩まし、何の仕事もしてはならない。この國に生れた者も、あなたがたのうちに宿つてゐる寄留者も、そうしなければならない。三〇この日にあなたがたのため、あなたがたを清めるために、あがないがなされ、あなたがたは主の前に、もろもろの罪が清められるからである。三一これはあなたがたの全き休みの安息日であつて、あなたがたは身を悩まさなければならぬ。これは永久に守るべき定めである。三二油を注がれ、父に代つて祭司の職に任じられる祭司は、亞麻布の衣服、すなわち、聖なる衣服を着て、あがないをしなければならない。三三彼は至聖所のために、あがないをなし、また会見の幕屋のためと、祭壇のために、あがないをなし、また祭司たちのた

めと、民の全会衆のために、あがないをしなければならない。三四これはあなたがたの永久に守るべき定めであつて、イスラエルの人々のもろもろの罪のために、年に一度あがないをするものである。

彼は主がモーセに命じられたとおりにおこなつた。

第一七章 一主はまたモーセに言われた、二「アロンとその子たち、およびイスラエルのすべての人々に言ひなさい、『主が命じられることはこれである。すなわち、ミイスラエルの家のだれでも、牛、羊あるいは、やぎを宿営の内ではあり、または宿営の外ではあり、四それを会見の幕屋の入口に携えてきて主の幕屋の前で、供え物として主にささげないならば、その人は血を流した者となされる。彼は血を流したゆえ、その民のうちから断たれるであろう。五これはイスラエルの人々に、彼らが野のおもてではふるのを常としていた犠牲を主のもとにひいてこさせ、会見の幕屋の入口における祭司のもとにきて、これを主にささげる酬恩祭の犠牲としてほふらせるためである。六祭司はその血を会見の幕屋の入口にある主の祭壇に注ぎかけ、またその脂肪を焼いて香ばしいかおりとし、主にささげなければならぬ。七彼らが暮つて姦淫をおこなつたみだらな神に、再び犠牲をささげてはならない。これは彼らが代々ながら守るべき定めである。八あなたはまた彼らに言いなさい、『イスラエルの家の者、またはあなたがたのうちに宿る寄留者のだれでも、

燔祭あるいは犠牲をささげるのに、これを見に幕屋の入口に携えてきて、主にささげないならば、その人は、その民のうちから断たれるであろう。

「イスラエルの家の者、またあなたがたのうちに宿る寄留者のだれでも、血を食べるならば、わたしはその血を食べる人に敵して、わたしの顔を向け、これをその民のうちから断つであろう。二肉の命は血にあるからである。あなたがたの魂のために祭壇の上で、あがないをするため、わたしはこれをあなたがたに与えた。血は命であるゆえに、あがなうことができるからである。三このゆえに、わたしはイスラエルの人々に言った。あなたがたのうちに宿る寄留者も血を食べてはならない。四イスラエルの人々のうち、またあなたがたのうちに宿る寄留者のうち、だれでも、食べてもよい獸あるいは鳥を狩り獲た者は、その血を注ぎ出し、土でこれをおわなければならぬ。

「五すべて肉の命は、その血と一つだからである。それで、わたしはイスラエルの人々に言った。あなたがたは、どんな肉の血も食べてはならない。すべて肉の命はその血だからである。すべて血を食べる者は断たれるであろう。六自然に死んだもの、または裂き殺されたものを食べる人は、国に生れた者であれ、寄留者であれ、その衣服を洗い、水に身をすすぐなければならない。彼は夕まで汚れているが、その後、清くなるであろう。一六もし、洗わず、また身をすすがないならば、彼はその罪を負わなければならない」。

第一八章 一主はまたモーセに言われた。二イスラエルの人々に言いなさい、「わたしはあなたがたの神、主である。三あなたがたの住んでいたエジプトの国民のうちから断つではない。またわたしがあなたがたの習慣を見習つてはならない。四わたしがあながたを導き入れるカナンの国の習慣を見習つてはならない。五また彼らの定めに歩んではならない。四わたしのおきてを行ひ、わたしの定めを守り、それに歩まなければならぬ。わたしはあなたがたの神、主である。五あなたがたはわたしの定めとわたしのおきてを守らなければならぬ。もし人が、これを行うならば、これによつて生きるであろう。わたしは主である。

六あなたがたは、だれも、その肉親の者に近づいて、これを犯してはならない。わたしは主である。七あなたの母を犯してはならない。それはあなたの父をはずかしめることだからである。彼女はあなたの母であるから、これをしてはならない。それはあなたの父をはずかしめることだからである。彼女はあなたの母であるから、これをしてはならない。八あなたの父の妻を犯してはならない。それはあなたの父をはずかしめることだからである。九あなたの姉妹、すなわちあなたの父の娘にせよ、母の娘にせよ、家に生れたのと、よそに生れたのとを問わず、これを犯してはならない。一〇あなたのむすこの娘、あるいは、あなたの娘の娘を犯してはならない。それは

あなた自身をはずかしめることだからである。二あなたの父の妻があなたの父によつて産んだ娘は、あなたの姉妹であるから、これを犯してはならない。三あなたの父の姉妹を犯してはならない。彼女はあなたの父の肉親だからである。三またあなたの母の姉妹を犯してはならない。彼女はあなたの母の肉親だからである。四あなたの父の兄弟の妻を犯し、父の兄弟をはずかしめてはならぬ。彼女はあなたのおばだからである。五あなたの嫁を犯してはならない。彼女はあなたのむすこの妻であるから、これを犯してはならない。六あなたの兄弟の妻を犯してはならない。それはあなたの兄弟をはずかしめることがからである。七あなたは女とその娘とを一緒に犯してはならない。またその女のむすこの娘、またはその娘の娘を取つて、これを犯してはならない。彼らはあなたの肉親であるから、これは悪事である。八あなたは妻の娘を取つて、同じく妻となお生きているうちにその姉妹を取つて、これを犯してはならない。

一あなたは月のさわりの不淨にある女に近づいて、これを犯してはならない。二隣の妻と交わり、彼女によつて身を汚してはならない。三あなたの子どもをモレクにささげてはならない。またあなたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。三あなたは女と寝るようにならない。男と寝てはならない。これは憎むべきことである。三あなたは獸と交わり、これによつて身を汚してはならない。

また女も獸の前に立つて、これと交わってはならない。これは道にはずれたことである。

二あなたがたはこれらのもろもろの事によつて身を汚してはならない。わたしがあなたがたの前から追い払う國々の人は、これらのもろもろの事によつて汚れ、三その地もまた汚れている。ゆえに、わたしはその惡のためにこれを罰し、その地もまたその住民を吐き出すのである。三ゆえに、あなたがたはわたしの定めとわたしのおきてを守り、これらのもろもろの憎むべき事の一つでも行つてはならない。国に生れた者も、あなたがたのうちに宿っている寄留者もそうである。四あなたがたの先に行つたこの地の人々は、これらのもろもろの憎むべき事をいたこの地の人々は、これらのもろもろの憎むべき事を行つたので、その地も汚れたからである。五これは、あなたがたがこの地を汚して、この地があなたがたの先にいた民を吐き出したように、あなたがたをも吐き出すことのないためである。六これらのもろもろの憎むべき事の一つでも行う者があれば、これを行う人は、だれでもその民のうちから断たれるであろう。七それゆえに、あなたがたはわたしの言いつけを守り、先に行われたこれらの憎むべき風習の一つをも行つてはならない。またこれによつて身を汚してはならない。わたしはあなたがたの神、主である』。

るわたしは、聖であるから、あなたがたも聖でなければならぬ。三あなたがたは、おののおのその母とその父とをおそれなければならない。またわたしの安息日を守らなければならぬ。わたしはあなたがたの神、主である。

四むなしの神々に心を寄せてはならない。また自分のために神々を鋳て造つてはならない。わたしはあなたがたの神、主である。

五酬恩祭の犠牲を主にささげるときは、あなたがたが受け入れられるように、それをささげなければならぬ。

六それは、ささげた日と、その翌日とに食べ、三日目まで残つたものは、それを火で焼かなければならぬ。もし三日目に、少しでも食べるならば、それは忌むべきものとなつて、あなたは受け入れられないであろう。へそれを食べる者は、主の聖なる物を汚すので、そのとがを負わなければならぬ。その人は民のうちから断たれるであろう。

七あなたがたの地の実のりを刈り入れるときは、畑のすみずみまで刈りつくしてはならない。またあなたの刈入れの落ち穂を拾つてはならない。○あなたのぶどう畑の実を取りつくしてはならない。またあなたのぶどう畑に落ちた実を拾つてはならない。貧しい者と寄留者とのために、これを残しておかなければならぬ。あなたがたの神、主である。

二あなたがたは盗んではならない。欺いてはならぬ

三あなたの隣人をしえたげてはならない。また、かすめてはならない。日雇人の賃銀を明くる朝まで、あなたのもとにとどめておいてはならない。一耳しいを、のろつてはならない。目しいの前につまずく物を置いてはならない。あなたの神を恐れなければならぬ。わたしは主である。

五さばきをするとき、不正を行つてはならない。貧しい者を片よつてかばい、力ある者を曲げて助けてはならない。ただ正義をもつて隣人をさばかなければならぬ。一民のうちを行き巡つて、人の悪口を言ふらしてはならない。あなたの隣人の血にかかる偽証をしてはならない。わたしは主である。

七あなたは心に兄弟を憎んではならない。あなたの隣人をねんごろにいさめて、彼のゆえに罪を身に負つてはならない。一あなたはあだを返してはならない。あなたの民の人々に恨みをいだいてはならない。あなた自身のようにあなたの隣人を愛さなければならぬ。わたしは主である。

五あなたがたはわたしの定めを守らなければならぬ。あなたの家畜に異なつた種をかけてはならない。あなたの畑に二種の種をまいてはならない。二種の糸の混

ぜ織りの衣服を身につけてはならない。二死人のために身を傷つけ二だれでも、人と婚約のある女奴隸で、まだがなわかれず、自由を与えていない者と寝て交わつたならば、彼らふたりは罰を受ける。しかし、殺されることはない。彼女は自由の女ではないからである。三しかし、その男は愆祭を主に携えてこなければならぬ。すなわち、愆祭の雄羊を、会見の幕屋の入口に連れてこなければならぬ。三そして、祭司は彼の犯した罪のためにその愆祭の雄羊をもつて、主の前に彼のために、あがないをするであらう。こうして彼の犯した罪はゆるされるであらう。

三あなたがたが、かの地にはいって、もろもろのくだもの木を植えるときは、その実はまだ割礼をうけないものと、見なさなければならない。すなわち、それは三年の間あなたがたには、割礼のないものであつて、食べてはならない。三四四年目には、そのすべての実を聖なる物とし、それをさんびの供え物として主にささげなければならない。五しかし五年目には、あなたがたはその実を食べることができるであらう。こうするならば、それはあなたがたのために、多くの実を結ぶであらう。わたしはあなたがたの神、主である。

三あなたがたは何をも血のままで食べてはならない。また占いをしてはならない。魔法を行つてはならない。三あなたがたのびんの毛を切つてはならない。ひげの両

端をそこなつてはならない。二死人のために身を傷つけはならない。また身に入墨をしてはならない。わたしは主である。

三あなたの娘に遊女のわざをさせて、これを汚してはならない。これはみだらな事が國に行われ、惡事が地に満ちないためである。三あなたがたはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬わなければならぬ。わたしは主である。

三あなたがたは口寄せ、または占い師のもとにおもむいてはならない。彼らに問うて汚されてはならない。わたしはあなたがたの神、主である。

三あなたは白髪の人の前では、起立しなければならない。また老人を敬い、あなたの神を恐れなければならない。わたしは主である。

三もし他国人があなたがたの国に寄留して共にいるならば、これをしえたげてはならない。三あなたがたと共にいる寄留の他国人を、あなたがたと同じ國に生れた者のようにし、あなた自身のようにこれを愛さなければならぬ。あなたがたもかつてエジプトの國で他国人であつたからである。わたしはあなたがたの神、主である。

三あなたがたは、さばきにおいても、物差しにおいても、はかりにおいても、ますにおいても、不正を行つてはならない。三あなたがたは正しいんびん、正しいおもり石、正しいエバ、正しいヒンを使わなければならぬ

い。わたしは、あなたがたをエジプトの国から導き出し
たあなたがたの神、主である。^ミあなたがたはわたしの
すべての定めと、わたしのすべてのおきてを守つて、こ
れを行わなければならぬ。わたしは主である』。

第二〇章 ^一主はまたモーセに言われた、^二『イス
ラエルの人々に言ひなさい、『イスラエルの人々のうち、
またイスラエルのうちに寄留する他国人のうち、だれで
もその子供をモレクにささげる者は、必ず殺されなけれ
ばならない。すなわち、國の民は彼を石で撃たなければ
ならない。三わたしは顔をその人に向け、彼を民のうち
から断つであろう。彼がその子供をモレクにささげてわ
たしの聖所を汚し、またわたしの聖なる名を汚したから
である。^四その人が子供をモレクにささげるとき、國の
民がもしことさらしに、この事に目をおおい、これを殺さ
ないならば、^五わたし自身、顔をその人とその家族とに
向け、彼および彼に見ならつてモレクを慕い、これと姦
淫する者を、すべて民のうちから断つであろう。^六もし口寄せ、または占い師のもとにおもむき、彼ら
を慕つて姦淫する者があれば、わたしは顔をその人に向
け、これを民のうちから断つであろう。^七ゆえにあなた
がたは、みずからを聖別し、聖なる者とならなければな
らない。わたしはあなたがたの神、主である。^八あなた
がたはわたしの定めを守つて、これを行わなければなら
ない。わたしはあなたがたを聖別する主である。^九だれ

でも父または母をのろう者は、必ず殺されなければなら
ない。彼が父または母をのろつたので、その血は彼に帰
するであろう。

一人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する
者があれば、その姦夫、姦婦は共に必ず殺されなければ
ならない。二その父の妻と寝る者は、その父をはずかし
める者である。彼らはふたりとも必ず殺されなければならない。彼ら
は道ならぬことをしたので、その血は彼らに帰するであ
ろう。三女と寝るように男と寝る者は、ふたりとも憎む
べき事をしたので、必ず殺されなければならない。その
血は彼らに帰するであろう。四女をその母と一緒にめと
るならば、これは悪事であつて、彼も、女たちも火に焼
かれなければならない。このような悪事をあなたがたの
うちになくするためである。五男がもし、獸と寝るなら
ば彼は必ず殺されなければならない。あなたがたはまた、
その獸を殺さなければならない。六女がもし、獸に近づ
いて、これと寝るならば、あなたは、その女と獸とを殺
さなければならぬ。彼らは必ず殺さるべきである。そ
の血は彼らに帰するであろう。

一モロヒ人モロヒがもし、その姉妹、すなわち父の娘、あるいは母
の娘に近づいて、その姉妹のはだを見、女はその兄弟の
はだを見るならば、これは恥ずべき事である。彼らは、

その民の人々の目の前で、断たれなければならない。彼は、その姉妹を犯したのであるから、その罪を負わなければならぬ。^{（人）}人がもし、月のさわりのある女と寝て、それはだを現すならば、男は女の源を現し、女は自分の血の源を現したのであるから、ふたり共にその民のうちから断たれなければならない。^{（九）}あなたの母の姉妹、またはあなたの父の姉妹を犯してはならない。これは、自分が内身の者を犯すことであるから、彼らはその罪を負わなければならぬ。^{（十）}人がもし、そのおばと寝るならば、これはおじをはずかしめることであるから、彼らはその罪を負い、子なくして死ぬであろう。^{（十一）}人がもし、その兄弟の妻を取るならば、これは汚らわしいことである。彼はその兄弟をはずかしめたのであるから、彼らは子なき者となるであろう。

^{（三）}あなたがたはわたしの定めとおきてとをことごとく守って、これを行わなければならぬ。そうすれば、わたしがあなたがたを住まわせようと導いて行く地は、あなたがたを吐き出さぬであろう。^{（四）}あなたがたの前からわらない。彼らは、このもろもろのことをしたから、わたしは彼らを憎むのである。^{（五）}わたしはあなたがたに言った、「あなたがたは、彼らの地を獲るのである。わたしはこれをあなたがたに与えて、これを獲させるであろう。これは乳と蜜との流れる地である」。わたしはあなたが

たを他の民から区別したあなたがたの神、主である。^{（六）}あなたがたは清い獸と汚れた獸、汚れた鳥と清い鳥を区別しなければならない。わたしがあなたがたのために汚れたものとして区別した獸、または鳥またはすべて地に這うものによつて、あなたがたの身を忌むべきものとしてはならない。^{（七）}あなたがたはわたしに對して聖なる者でなければならない。主なるわたしは聖なる者で、あなたがたをわたしのものにしようど、他の民から区別したからである。

^{（二）}男または女で、口寄せ、または占いをする者は、必ず殺されなければならない。すなわち、石で擊ち殺されなければならない。その血は彼らに帰するであろう。
第二一章 ^{（一）}主はまたモーセに言われた、「アロンの子なる祭司たちに告げて言ひなさい、『民のうちの死人のために、身を汚す者があつてはならない。こただし、近親の者、すなわち、父、母、むすこ、娘、兄弟のため、また彼の近親で、まだ夫のない処女なる姉妹のためには、その身を汚してもよい。』^{（四）}しかし、夫にとついだ姉妹のためには、身を汚してはならない。^{（五）}彼らは頭の頂をそつてはならない。ひげの両端をそり落してはならない。また身に傷をつけてはならない。^{（六）}彼らは神に対しても聖でなければならない。また神の名を汚してはならない。彼らは主の火祭、すなわち、神の食物をささげる者であるから、聖でなければならない。^{（七）}彼らは遊女や汚

れた女をめとつてはならない。また夫に出された女をめとつてはならない。祭司は神に對して聖なる者だからである。あなたは彼を聖としなければならない。彼はあなたの神の食物をささげる者だからである。彼はあなたにとつて聖なる者でなければならぬ。あなたがたを聖とする主、すなわち、わたしは聖なる者だからである。九祭司の娘である者が、淫行をなして、その身を汚すならば、その父を汚すのであるから、彼女を火で焼かなければならぬ。

○その兄弟のうち、頭に注ぎ油を注がれ、職に任せられて、その衣服をつけ、大祭司となつた者は、その髪の毛を乱してはならない。またその衣服を裂いてはならない。二死人のところに、はいってはならない。また父のためにも母のためにも身を汚してはならない。三また聖所から出てはならない。神の聖所を汚してはならない。その神の注ぎ油による聖別が、彼の上にあるからである。わたしは主である。三彼は処女を妻にめとらなければならぬ。四寡婦、出された女、汚れた女、遊女などをめとつてはならない。ただ、自分の民のうちの処女を、妻にめとらなければならぬ。五そうすれば、彼は民のうちに、自分の子孫を汚すことはない。わたしは彼を聖別する主だからである』。

（六主はまたモーセに言われた、一モーセに告げて言ひなさい、『あなたの代々の子孫で、だれでも身にきず

のある者は近寄つて、神の食物をささげてはならない。一すべて、その身にきずのある者は近寄つてはならない。すなわち、目しい、足なえ、鼻のかけた者、手足の不つりあいの者、一九足の折れた者、手の折れた者、手足の不つりあいの者、一九足の折れた者、手の折れた者、手足の不つりあいの者、こうがんのつぶれた者などである。ニすべて祭司アロンの子孫のうち、身にきずのある者は近寄つて、主の火祭をささげてはならない。彼は身にきずがあるから、神の食物をささげるために、近寄つてはならない。三彼は神の食物の聖なる物も、最も聖なる物も食べることができる。三ただし、垂幕に近づいてはならない。また祭壇に近寄つてはならない。身にきずがあるからである。彼はわたしの聖所を汚してはならない。わたしはそれを聖別する主である』。四モーセはこれをアロンとそこの子ら及びイスラエルのすべての人々に告げた。

第二二章 一主はまたモーセに言われた、三アロンとその子たちに告げて、イスラエルの人々の聖なる物、すなわち、彼らがわたしにささげる物をみだりに用いて、わたしの聖なる名を汚さないようにさせなさい。わたしは主である。三彼らに言ひなさい、『あなたがたの代々の子孫のうち、だれでも、イスラエルの人々が主にささげる聖なる物に、汚れた身をもつて近づく者があれば、その人はわたしの前から断たれるであろう。わたしは主である。四アロンの子孫のうち、だれでも、らい病の者、

また流出ある者は清くなるまで、聖なる物を食べてはならない。また、すべて死体によつて汚れた物に触れた者、精を漏らした者、^五または、すべて人を汚す道うものに触れた者、または、どのような汚れにせよ、人を汚されせる人に触れた者、^六このような汚れにせよ、人を汚されで汚れるであろう。彼はその身を水にすすぎがないならば、聖なる物を食べてはならない。^七日が入れば、彼は清くなるであろう。そののち、聖なる物を食べることができ。それは彼の食物だからである。^八自然に死んだもの、または裂き殺されたものを食べ、それによつて身を汚してはならない。わたしは主である。^九それゆえに、彼らはわたしの言いつけを守らなければならぬ。彼らがこれを汚し、これがために、罪を獲て死ぬことのないためである。わたしは彼らを聖別する主である。

^{一〇}すべて一般の人は聖なる物を食べてはならない。祭司の同居人や雇人も聖なる物を食べてはならない。しかし、祭司が金をもつて人を買つた時は、その者はこれを見て吃えることができる。またその家に生れた者も祭司の食物を吃えることができる。^{一一}もし祭司の娘が一般の人ないとついだならば、彼女は聖なる供え物を食べてはならない。^{一二}もし祭司の娘が、寡婦となり、または出されて、子供もなく、その父の家に帰り、娘の時のようにあれば、その父の食物を吃えることができる。ただし、一般の人には、すべてこれを食べてはならない。^{一二}もし人があや

まつて聖なる物を食べるならば、それにその五分の一を加え、聖なる物としてこれを祭司に渡さなければならぬ。^{一三}祭司はイスラエルの人々が、主にささげる聖なる物を汚してはならない。^{一四}人々が聖なる物を食べて、その罪のとがを負わないようさせなければならぬ。わたしは彼らを聖別する主である』。

^{一五}主はまたモーセに言われた、^{一六}「アロンとその子たち、およびイスラエルのすべての人々に言ひなさい、『イスラエルの家の者、またはイスラエルにおける他国人のうちのだれでも、誓願の供え物、または自發の供え物を燔祭として主にささげようとするならば、^{一七}あなたがたの受け入れられるように牛、羊、あるいはヤギの雄の全きものをささげなければならない。』^{一八}すべてきずのあるものはささげてはならない。それはあなたがたのために、受け入れられないからである。^{一九}もし人が特別の誓願をなすため、または自發の供え物のために、牛または羊を酬恩祭の犠牲として、主にささげようとするならば、その受け入れられるために、それは全きものでなければならぬ。それには、どんなきずもあってはならない。^{二〇}すなわち獸のうちで、めぐらのもの、折れた所のあるもの、切り取つた所のあるもの、うみの出る者、かいせんの者、かさぶたのある者など、あなたがたは、このようなもの、を主にささげてはならない。また祭壇の上に、これらを火祭として、主にささげてはならない。^{二一}牛あるいは羊

で、足の長すぎる者、または短すぎる者は、あなたがたが自発の供え物とすることはできるが、誓願の供え物としては受け入れられないであろう。『あなたがたは、こらがんの破れたもの、つぶれたもの、裂けたもの、または切り取られたものを、主にささげてはならない。またあなたがたの国の中で、このようなことを、行つてはならない。』また、あなたがたは異邦人の手からこれらを受けて、あなたがたの神の食物としてささげてはならない。これらのものには欠点があり、きずがある。あなたがたのために受け入れられないからである』。

主はまたモーセに言われた、『牛、または羊、またはやぎが生れたならば、これを七日の間その母親のもとに置かなければならない。八日目からは主にささげる火祭として受け入れられるであろう。』あなたがたは雌牛または雌羊をその子と同じ日にほふってはならない。元あなたがたが感謝の犠牲を主にささげるときは、あなたがたの受け入れられるようにささげなければならぬ。『これはその日のうちに食べなければならない。明くる日まで残しておいてはならない。わたしは主である。

三あなたがたはわたしの戒めを守り、これを行わなければならぬ。わたしは主である。三あなたがたはわたしの聖なる名を汚してはならない。かえって、わたしはイスラエルの人々のうちに聖とされなければならぬ。

わたしはあなたがたを聖別する主である。三あなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの国から導き出した者である。わたしは主である』。

第二二三章 一主はまたモーセに言われた、『イスラエルの人々に言いなさい、『あなたがたが、ふれ示して聖会とすべき主の定めの祭は次のとおりである。これらはわたしの定めの祭である。』六日の間は仕事をしなければならない。第七日は全き休みの安息日であり、聖会である。どのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて守るべき主の安息日である。

四その時に、あなたがたが、ふれ示すべき主の定めの祭なる聖会は次のとおりである。五正月の十四日の夕は主の過越の祭である。六またその月の十五日は主の種入れぬパンの祭である。あなたがたは七日の間は種入れぬパンを食べなければならない。七その初めの日に聖会を開かなければならない。どんな労働もしてはならない。八あなたがたは七日の間に火祭をささげなければならない。第七日には、また聖会を開き、どのような労働もしてはならない』。

九主はまたモーセに言われた、『イエスラエルの人々に言いなさい、『わたしが与える地にはいつて穀物を刈り入れるとき、あなたがたは穀物の初穂の束を、祭司のところへ携えてこなればならない。二彼はあなたがたの受

け入れられるように、その束を主の前に振り動かすであらう。すなわち、祭司は安息日の翌日に、これを振り動かすであろう。三またその束を振り動かす日に、一歳の雄の小羊の全きものを燔祭として主にささげなければならぬ。三その素祭には油を混ぜた麦粉十分の二エバを用い、これを主にささげて火祭とし、香ばしいかおりとしなければならない。またその灌祭には、ぶどう酒一ヒンの四分の一を用いなければならない。四あなたがたの神にこの供え物をささげるその日まで、あなたがたはパンも、焼麦も、新穀も食べてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

五また安息日の翌日、すなわち、燔祭の束をささげた日から満七週を数えなければならない。六すなわち、第七の安息日の翌日までに、五十日を数えて、新穀の素祭を主にささげなければならない。七またあなたがたのすまいから、十分の二エバの麦粉に種を入れて焼いたパン二個を携えてきて燔祭としなければならない。これは初穂として主にささげるものである。八あなたがたはまたパンのほかに、一歳の全き小羊七頭と、若き雄牛一頭と、雄羊二頭をささげなければならない。すなわち、これらをその素祭および灌祭とともに主にささげて燔祭としなければならない。これは火祭であって、主に香ばしいかおりとなるであろう。九また雄やぎ一頭を罪祭としてさ

さげ、一歳の小羊二頭を酬恩祭の犠牲としてささげなければならない。十そして祭司はその初穂のパンと共に、この二頭の小羊を主の前に燔祭として振り動かさなければならぬ。これらは主にささげる聖なる物であつて、祭司に帰するであろう。三あなたがたは、その日にふれ示して、聖会を開かなければならぬ。どのような労働においてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

三あなたがたの地の穀物を刈り入れるときは、その刈入れにあたつて、畑のすみずみまで刈りつくしてはならない。またあなたの穀物の落ち穂を拾つてはならない。貧しい者と寄留者のために、それを残しておかなければならぬ。わたしはあなたがたの神、主である』。

三主はまたモーセに言われた、四イスラエルの人々に言いなさい、『七月一日をあなたがたの安息の日とし、ラツバを吹き鳴らして記念する聖会としなければならない。五どのような労働もしてはならない。しかし、主に火祭をささげなければならない』。

六主はまたモーセに言われた、七特にその七月の十日は贖罪の日である。あなたがたは聖会を開き、身を悩まし、主に火祭をささげなければならない。八その日には、どのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのために、あなたがたの神、主の前にあがないをなすべき贖罪の日だからである。九すべてその日に身を悩ま

さない者は、民のうちから断たれるであろう。またすべてその日にどのような仕事をしても、その人をわたしは民のうちから滅ぼし去るであろう。あなたがたはどのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべきのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

これはあなたがたの全き休みの安息日である。あなたがたは身を悩まさなければならない。またその月の九日の夕には、その夕から次の夕まで安息を守らなければならぬ」。

主はまたモーセに言われた、イスラエルの人々に言ひなさい、「その七月の十五日は仮庵の祭である。七日の間、主の前にそれを守らなければならぬ。」^三初めの日に聖会を開かなければならぬ。どのような労働もしてはならない。^三また七日の間に、主に火祭をささげなければならない。八日目には聖会を開き、主に火祭をさせなければならない。これは聖会の日であるから、どのような労働もしてはならない。

これらは主の定めの祭であつて、あなたがたがふれ示して聖会とし、主に火祭すなむち、燔祭、素祭、犠牲および灌祭を、そのささぐべき日にささげなければならぬ。^三このほかに主の安息日があり、またほかに、あなたがたの誓願の供え物があり、またほかに、あなたがたのもろもろの誓願の供え物があり、またそのほかに、あなたがたのもろもろの自発の供え物がある。これらは皆あ

なたがたが主にささげるものである。

^三あなたがたが、地の産物を集め終つたときは、七月の十五日から七日のおいだ、主の祭を守らなければならぬ。すなわち、初めの日にも安息をし、八日目にも安息をしなければならない。^四初めの日に、美しい木の実と、なつめやしの枝と、茂った木の枝と、谷のはこやなぎの枝を取つて、七日の間あなたがたの神、主の前に樂しまなければならぬ。^四あなたがたは年に七日の間、主にこの祭を守らなければならぬ。これはあなたがたの代々ながく守るべき定めであつて、七月にこれを守らなければならぬ。^四あなたがたは七日の間、仮庵に住み、イスラエルで生れた者はみな仮庵に住まなければならぬ。^四これはわたしがイスラエルの人々をエジプトの国から導き出したとき、彼らを仮庵に住まわせた事を、あなたがたの代々の子孫に知らせるためである。わたしはあなたがたの神、主である』。

^四モーセは主の定めの祭をイスラエルの人々に告げた。

第二四章　一　主はまたモーセに言われた、「イスラエルの人々に命じて、オリブを碎いて採つた純粹の油を、ともしびのためにあなたの所へ持つてこさせ、絶えずともしびをともさせなさい。^三すなわち、アロンは会見の幕屋のうちのあかしの垂幕の外で、夕から朝まで絶えず、そのともしびを主の前に整えなければならぬ。

これはあなたがたが代々ながく守るべき定めである。
 四 彼は純金の燭台の上に、そのともしびを絶えず主の前に整えなければならない。

五 あなたは麦粉を取り、それで十二個の菓子を焼かなければならない。菓子一個に麦粉十分の二エバを用いなければならぬ。六 そしてそれを主の前の純金の机の上に、ひと重ね六個ずつ、ふた重ねにして置かなければならぬ。七 あなたはまた、おのおのの重ねの上に、純粹の乳香を置いて、そのパンの記念の分とし、主にささげて火祭としなければならない。八 安息日ごとに絶えず、これを主の前に整えなければならない。これはイスラエルの人々のささぐべきものであつて、永遠の契約である。九 これはアロンとその子たちに帰する。彼らはこれを聖なる所で食べなければならない。これはいと聖なる物であつて、主の火祭のうち彼に帰すべき永久の分である。

一〇 イスラエルの女を母とし、エジプトびとを父とするひとりの者が、イスラエルの人々のうちに出てきて、そのイスラエルの女の産んだ子と、ひとりのイスラエルびとが宿営の中で争いをし、こそそのイスラエルの女を汚して、のろつたので、人々は彼をモーセのもとに連れてきた。その母はダランの部族のデブリの娘で、名をシロミテといつた。人々は彼を閉じ込めて置いて、主の示しを受けるのを待つていた。

一三時に主はモーセに言われた、「あの、のろいごと

を言つた者を宿営の外に引き出し、それを聞いた者に、みな手を彼の頭に置かせ、全会衆に彼を石で撃たせない。五 あなたはまたイスラエルの人々に言いなさい、「だれでも、その神をのろう者は、その罪を負わなければならぬ。六 主の名を汚す者は必ず殺されるであろう。全会衆は必ず彼を石で撃たなければならぬ。他国の人でも、この国に生れた者でも、主の名を汚すときは殺されなければならない。七 だれでも、人を撃ち殺した者は、必ず殺されなければならない。八 獣を撃ち殺した者は、獣をもつてその獣を償わなければならぬ。九 もし人が人に傷を負わせるなら、その人は自分がしたように自分にされなければならない。十 すなわち、骨折には骨折、目にには目、歯には歯をもつて、人に傷を負わせたように、自分にもされなければならない。十一 獣を撃ち殺した者はそれを償い、人を撃ち殺した者は殺されなければならない。十二 他の國の者にも、この国に生れた者にも、あなたがたは同一のおきてを用いなければならない。わたしはあなたがたの神、主だからである。」十三 モーセがイスラエルの人々に向かい、「あの、のろいごとを言った者を宿営の外に引き出し、石で撃て」と命じたので、イスラエルの人々は、主がモーセに命じられたようにした。

一二五章 一 主はシナイ山で、モーセに言われた、「イスラエルの人々に言いなさい、『わたしが与える地に、あなたがたがはいつたときは、その地にも、主に向

かつて安息を守らせなければならぬ。三六年の間あなたは畑に種をまき、また六年の間ぶどう畑の枝を刈り込み、その実を集めることができる。四しかし、七年目にには、地に全き休みの安息を与えるべきである。あなたは畑に種をまいてはならない。また、ぶどう畑の枝を刈り込んではならない。五あなたの穀物の自然に生えたものは刈り取つてはならない。また、あなたのぶどうの枝の手入れをしてはならない。また、あなたのぶどうの枝を刈り取つてはならない。六安息の年の地の産物は、全き休みの年だからである。七安息の年の地の産物は、あなたがたの食物となるであろう。すなわち、あなたと、男女の奴隸と、雇人と、あなたの所宿つて他国人と、あなたの家畜と、あなたの国のうちの獸とのためへあなたは安息の年を七たび、八年を七回数えなければならない。安息の年七たびの年数は四十九年である。九七月の十日にあなたはラッパの音を響き渡らせなければならない。すなわち、贖罪の日にあなたがたは全國にラッパを響き渡らせなければならない。一〇そこの五十年目を聖別して、國中のすべての住民に自由をふれ示さなければならぬ。この年はあなたがたにはヨベルの年であつて、あなたがたは、おのおのその所有の地に帰り、おのおのその家族に帰らなければならぬ。二二その五十年目はあなたがたにはヨベルの年である。

をまいてはならない。また自然に生えたものは刈り取つてはならない。手入れをしないで結んだぶどうの実は摘んではならない。三この年はヨベルの年であつて、あなたがたに聖であるからである。あなたがたは畑に自然にできた物を食べなければならない。

四このヨベルの年には、おのおのその所有の地に帰らなければならぬ。一四あなたの隣人に物を売り、また隣人から物を買うときは、互に欺いてはならない。五ヨベルの後の年の数にしたがつて、あなたは隣人から買い、彼もまた畑の産物の年数にしたがつて、あなたに売らなければならぬ。一六年の数の多い時は、その値を増し、年数の少い時は、値を減らさなければならない。彼があなたに売るのは産物の数だからである。一七あなたがたは互に欺いてはならない。あなたの神を恐れなければならぬ。わたしはあなたがたの神、主である。

八あなたがたはわたしの定めを行ひ、またわたしのおきてを守つて、これを行わなければならぬ。そうすれば、あなたがたは安らかにその地に住むことができるであろう。一九地はその実を結び、あなたがたは飽きるまでそれを食べ、安らかにそこに住むことができるであろう。二〇七年目に種をまくことができず、また産物を集めることができないならば、わたしたちは何を食べようか」とあなたがたは言うのか。二一わたしは命じて六年目に、あなたがたに祝福をくだし、三か年分の産物を実ら

せるであろう。三あなたがたは八年目に種をまく時に、は、なお古い産物を食べているであろう。九年目にその産物のできるまで、あなたがたは古いものを食べることができるのである。三地は永代には売ってはならない。地はわたしのものだからである。あなたがたはわたしと共にいる寄留者、また旅びどである。二四あなたがたの所有としたどのような土地でも、その土地の買いもどしに応じなければならない。

二五あなたの兄弟が落ちぶれてその所有の地を売った時は、彼の近親者がきて、兄弟の売ったものを買いもどさなければならぬ。二六たといその人に、それを買いもどしてくれれる人がいなくても、その人が富み、自分でそれを買いもどすことができるようになつたならば、二七それを売つてから年の年を数えて残りの分を買い手に返さなければならぬ。二八しかし、もしそれを買いもどすことができないならば、その売つた物はヨベルの年まで買い主の手にあり、ヨベルにはもどされて、その人はその所有の地に帰ることができる。二九人が城壁のある町の住宅を卖つた時は、売つてから満一年の間は、それを買ひもどすことができる。その間は、彼に買ひもどすことを許さなければならない。三十年のうちに、それを買ひもどさない時は、城壁のある町の内のその家は永代にそれを買つた人のものと定まつ

て、代々の所有となり、ヨベルの年にももどされないのである。三一しかし、周囲に城壁のない村々の家は、その地方の畠に附属するものとみなされ、買いもどすことができ、またヨベルの年には、もどされるであろう。三二レビビとの町々、すなわち、彼らの所有の町々の家は、レビビとはいつでも買いもどすことができる。三三レビビのひとりが、それを買いもどさない時は、その所有の町にある売つた家はヨベルの年にはもどされるであろう。レビビとの町々の家はイスラエルの人々のうちに彼らがもつてゐる所有だからである。三四ただし、彼らの町々の周囲の放牧地は売つてはならない。それは彼らの永久の所有だからである。

三五あなたの兄弟が落ちぶれ、暮して行けない時は、彼を助け、寄留者または旅びどのようにして、あなたと共に生きながらえさせなければならぬ。三六彼から利子も利息も取つてはならない。あなたの神を恐れ、あなたの兄弟をあなたと共に生きながらえさせなければならぬ。三七あなたは利子を取つて彼に金を貸してはならない。また利益をえるために食物を貸してはならない。三八わたしはあなたがたの神、主であつて、カナンの地をあなたがたをエジプトの國から導き出した者である。三九あなたの兄弟が落ちぶれて、あなたに身を売るときは、奴隸のように働かせてはならない。四〇彼を雇人の

よう、また旅びとのようにしてあなたの所におらせ、ヨベルの年まであなたの所で勤めさせなさい。^{四二}その時には、彼は子供たちと共にあなたの所から出て、その一族のもとに帰り、先祖の所有の地にもどるであろう。^{四三}彼らはエジプトの国からわたしが導き出したわたしの四三あなたは彼をきびしく使つてはならない。あなたの神を恐れなければならぬ。^{四四}あなたがもつ奴隸は男女ともにあなたの周囲の異邦人のうちから買わなければならぬ。すなわち、彼らのうちから男女の奴隸を買うべきである。^{四五}また、あなたがたのうちに宿つている旅びとの子供のうちからも買うことができる。また彼らのうちあなたがたの国で生れて、あなたがたと共におる人々の家族からも買うことができる。そして彼らはあなたがたの所有となるであろう。^{四六}あなたがたは彼らを獲て、あなたがたの後の子孫に所有として繼がせることができる。すなわち、彼らは長くあなたがたの奴隸となるであろう。しかし、あなたがたの兄弟であるイスラエルの人をあなたがたは互にきびしく使つてはならない。

^{四七}あなたと共にいる寄留者または旅びとが富み、そのかたわらにいるあなたの兄弟が落ちぶれて、あなたと共にいるその寄留者、旅びと、または寄留者の一族のひとりに身を売った場合、^{四八}身を売った後でも彼を買ひもどすことができる。その兄弟のひとりが彼を買ひもどさな

ければならない。^{四九}あるいは、おじ、または、おじの子が彼を買ひもどさなければならない。あるいは一族の近親者が、彼を買ひもどさなければならない。あるいは自分に富ができたならば、自分で買ひもどさなければならない。^{五〇}その時、彼は自分の身を売つた年からヨベルの年までを、その買い主と共に数え、その年数によつて、身の代金を決めなければならない。その年数は雇われた年数として数えなければならない。^{五一}なお残りの年が多い時は、その年数にしたがい、買われた金額に照して、あがないの金を払わなければならぬ。^{五二}またヨベルの年までに残りの年が少なければ、その人と共に計算し、その年数にしたがつて、あがないの金を払わなければならぬ。^{五三}彼は年々雇われる人のように扱われなければならぬ。^{五四}もし彼がこのようにしてあがなわれないならば、ヨベルの年に彼は子供と共に出て行くことができる。彼らはわたしがエジプトの国から導き出したわたしのしもべである。わたしはあなたがたの神、主である。

第二十六章 あなたがたは自分のために、偶像を造つてはならない。また刻んだ像も石の柱も立ててはならない。またあなたがたの地に石像を立てて、それを拝んではならない。わたしはあなたがたの神、主だからである。^{五五}あなたがたはわたしの安息日を守り、またわた

しの聖所を敬わなければならぬ。わたしは主である。
 もしあなたがたがわたしの定めに歩み、わたしの戒めを守つて、これを行なならば、^(四)わたしはその季節季節に、雨をあなたがたに与えるであろう。地は産物を出し、烟の木々は実を結ぶであろう。^(五)あなたがたの麦打ちは、ぶどうの取入れの時まで続き、ぶどうの取入れは、種まきの時まで続くであろう。あなたがたは飽きるほどパンを食べ、またあなたがたの地に安らかに住むであろう。^(六)わたしが國に平和を与えるから、あなたがたは安らかに寝ることができ、あなたがたを恐れさせすものはないであろう。わたしが國のうちから悪い獸を絶やすであろう。^(七)あなたがたは敵を追うであろう。彼らは、あなたがたの五人は百人を追い、百人は万人を追い、あなたがたの敵はつるぎに倒れるであろう。^(八)わたしはあなたがたを顧み、多くの子を獲させ、あなたがたを増し、あなたがたと結んだ契約を固めるであろう。^(九)あなたがたは古い穀物を食べている間に、また新しいものを獲て、その古いものを捨てるようになるであろう。こわたしは幕屋をあなたがたのうちに建て、心にあなたがたを忌みきらわなものである。^(十)わたしはあなたがたのうちに歩み、あなたがたの神となり、あなたがたはわたしの民となるであろう。^(十一)わたしはあなたがたの神、主であつて、あなた

がたをエジプトの國から導き出して、奴隸の身分から解き放つた者である。わたしはあなたがたのくびきの横木を碎いて、まっすぐに立つて歩けるようにしたのである。^(一)
^(二)しかし、あなたがたがもしわたしに聞き従わず、またこのすべての戒めを守らず、^(三)わたしの定めを軽んじ、心にわたしのおきてを忌みきらつて、わたしのすべての戒めを守らず、わたしの契約を破るならば、^(四)わたしはあなたがたにこのようにするであろう。すなわち、あなたがたの目に見えなくし、命をやせ衰えさせるであろう。^(五)あなたがたの上に恐怖を臨ませ、肺病と熱病をもつて、あなたがたの目を見えなくし、命をやせ衰えさせるであろう。^(六)あなたがたは敵の前に撃ちひしがれるであろう。敵がそれを食べるであろう。^(七)わたしは顔をあなたがたにむけて攻め、あなたがたは敵の前に撃ちひしがれるであろう。^(八)それでもなお、あなたがたがわたしに聞き従わないなう。あなたがたは追う者もないのに逃げるであろう。^(九)それでもなお、あなたがたがわたしに聞き従わないなう。あなたがたの罪を七倍重く罰するであろう。^(十)わたしはあなたがたの誇とする力を碎き、あなたがたの天を鉄のようにし、あなたがたの地を青銅のようにするであろう。^(十一)あなたがたの力は、むだに費されるであろう。すなわち、地は産物をいださず、國のうちの木々は実を結ばないであろう。^(十二)もしもあなたがたがわたしに逆らつて歩み、わたしに聞き従わないならば、わたしはあなたがたの罪に従つて

七倍の災をあなたがたに下すであろう。三わたしはまた野獸をあなたがたのうちに送るであろう。それはあなたがたの子供を奪い、また家畜を滅ぼし、あなたがたの数を少なくするであろう。あなたがたの大路は荒れ果てるであろう。

三もしあなたがたがこれららの懲らしめを受けてもなお改めず、わたしに逆らつて歩むならば、三わたしもまたあなたがたに逆らつて歩み、あなたがたの罪を七倍重く罰するであろう。三わたしはあなたがたの上につるぎを臨ませ、違約の恨みを報いるであろう。あなたがたが町に集まる時は、あなたがたのうちに疫病を送り、あなたがたは敵の手にわたされるであろう。三わたしがあなたがたのつえとするパンを碎くとき、十人の女が一つのかまどでパンを焼き、それをはかりにかけてあなたがたに渡すであろう。あなたがたは食べても満たされないであろう。

三それでもなお、あなたがたがわたしに聞き従わず、わたしに逆らつて歩むならば、三わたしもあなたがたに逆らい、怒りをもつて歩み、あなたがたの罪を七倍重く罰するであろう。三あなたがたは自分のむすこの肉を食べ、また自分の娘の肉を食べるであろう。三わたしはあなたがたの高き所をこぼち、香の祭壇を倒し、偶像の死体の上に、あなたがたの死体を投げ捨てて、わたしは心にあなたがたを忌みきらうであろう。三わたしはまたあ

ながたの町々を荒れ地とし、あなたがたの聖所を荒らすであろう。またわたしはあなたがたのささげる香ばしいかおりをかがないであろう。三わたししがその地を荒らすゆえ、そこに住むあなたがたの敵はそれを見て驚くであろう。三わたしはあなたがたを国々の間に散らし、つるぎを抜いて、あなたがたの後を追うであろう。あなたがたの地は荒れ果て、あなたがたの町々は荒れ地となるであろう。

三こうしてその地が荒れ果てて、あなたがたは敵の国にある間、地は安息を楽しむであろう。すなわち、その時、地は休みを得て、安息を楽しむであろう。すなわち、それは荒れ果てている日の間、休むであろう。あなたがたがそこには住んでいる間、あなたがたの安息のときに休みを得なかつたものである。三またあなたがたのうちの残つてゐる者の心に、敵の国でわたしは恐れをいだかせるであろう。彼らは木の葉の動く音にも驚いて逃げ、つるぎを避けて逃げる者のように逃げて、追う者もないのにころび倒れるであろう。三彼らは追う者もないのに、つるぎをのがれる者のように折り重なつて、つまずき倒れるであろう。あなたがたは敵の前に立つことができないであろう。三あなたがたは國々のうちにあつて滅びうせ、あなたがたの敵の地はあなたがたをのみつくすであろう。三あなたがたのうちの残つてゐる者は、あなたがたの敵の地で自分の罪のゆえにやせ衰え、また先祖たちの罪の

ゆえに彼らと同じようにやせ衰えるであろう。

四。しかし、彼らがもし、自分の罪と、先祖たちの罪、すなわち、わたしに反逆し、またわたしに逆らつて歩んだことを告白するならば、四。たといわたしが彼らに逆らつて歩み、彼らを敵の国に引いて行つても、もし彼らの無割礼の心が碎かれ、あまんじて罪の罰を受けるならば、四。そのときわたしはヤコブと結んだ契約を思い起し、またイサクと結んだ契約およびアブラハムと結んだ契約を思い起し、またその地を思い起すであろう。四。しかし、彼らが地を離れて地が荒れ果てている間、地はその安息を楽しむであろう。彼らはまた、あまんじて罪の罰を受けるであろう。彼らがわたしのおきてを軽んじ、心にわたしの定めを忌みきらつたからである。四。それにもかかわらず、なおわたしは彼らが敵の国におるとき、彼らを捨てず、また忌みきらわず、彼らを滅ぼし尽さず、彼らと結んだわたしの契約を破ることをしないであろう。わたしは彼らの神、主だからである。四。わたしは彼らの祖先たちと結んだ契約を彼らのために思い起すであろう。彼らはわたしがその神となるために國々の人の目の前で、エジプトの地から導き出した者である。わたしは主である』。

四六。これらは主が、シナイ山で、自分とイスラエルの人との間に、モーセによつて立てられた定めと、おきてと、律法である。

第二十七章　一 主はモーセに言われた、二「イスラエルの人々に言いなさい、『人があなたの値積りに従つて主に身をささげる誓願をする時は、三あなたの値積りは、二十歳から六十歳までの男には、その値積りを聖所のシケルに従つて銀五十シケルとし、四女には、その値積りは三十シケルとしなければならない。五また五歳から二十歳までは、男にはその値積りを二十シケルとし、女には十シケルとしなければならない。六一か月から五歳までは、男にはその値積りを銀五シケルとし、女にはその値積りを銀三シケルとしなければならない。七また六十歳以上は、男にはその値積りを十五シケルとし、女には十シケルとしなければならない。八もしその人が貧しくて、あなたの値積りに応じることができないならば、祭司の前に立ち、祭司の値積りを受けなければならぬ。祭司はその誓願者の力に従つて値積らなければならぬ。九主に供え物とすることができる家畜で、人が主にさげるのはすべて聖なる物となる。十ほかのものをそれに代用してはならない。良い物を悪い物に、悪い物を良い物に取り換えてはならない。もし家畜と家畜とを取り換えるならば、その物も、それと取り換えた物も共に聖なる物となるであろう。一一もしそれが汚れた家畜で、主に供え物としてささげられないものであるならば、その人はその家畜を祭司の前に引いてこなければならぬ。三祭司はその良い悪いに従つて、それを値積らぬけ

ればならない。それは祭司が値積るとおりになるであろう。

（三）もしその人が、それをあがなおうとするならば、その値積りにその五分の一を加えなければならない。

（四）もし人が自分の家を主に聖なる物としてささげるときは、祭司はその良い悪いに従つて、それを値積らなければならぬ。それは祭司が値積つたとおりになるであろう。（五）もしその家をささげる人が、それをあがなおうとするならば、その値積りの金に、その五分の一を加えなければならない。そうすれば、それは彼のものとなるであろう。

（六）もし人が相続した烟の一部を主にささげるときは、あなたはそこにまく種の多少に応じて、値積らなければならぬ。すなわち、大麦一ホメルの種を銀五十シケルに値積らなければならぬ。（七）もしその烟をヨベルの年からささげるのであれば、その価はあなたの値積りのとおりになるであろう。（八）もしその烟をヨベルの年の後にささげるのであれば、祭司はヨベルの年までに残つている年の数に従つてその金を数え、それをあなたの値積りからさし引かなければならぬ。（九）もしまだ、その烟をささげる人が、それをあがなおうとするならば、あなたが値積りの金にその五分の一を加えなければならない。そうすれば、それは彼のものと決まるであろう。（十）しかし、もしその烟をあがなわず、またそれを他の人に売るならば、それはもはやあがなうことができないであろう。

二 その烟は、ヨベルの年になつて期限が切れるならば、奉納の烟と同じく、主の聖なる物となり、祭司の所有となるであろう。（十一）もしまだ相続した烟の一部でなく、買った烟を主にささげる時は、（十二）祭司は値積りしてヨベルの年までの金を数えなければならない。その人はその値積りの金をその日に主にささせて、聖なる物としなければならない。（十三）ヨベルの年にその烟は売り主であるその地の相続者に返るであろう。（十四）すべてあなたの値積りは聖所のシケルによつてしなければならない。二十ゲラを一シケルとする。

三 しかし、家畜のういごは、ういごとしてすでに主のものだから、だれもこれをささせてはならない。牛でも羊でも、それは主のものである。（十五）もし汚れた家畜であるならば、あなたの値積りにその五分の一を加えて、その人はこれをあがなわなければならない。もしあがなわないならば、それを値積りに従つて売らなければならぬ。

（十六）ただし、人が自分の持つているもののうちから奉納物として主にささせたものは、人であつても、家畜であつても、また相続の烟であつても、いつさいこれを売つてはならない。またあがなつてはならない。奉納物はすべて主に属するいと聖なる物である。（十七）またすべて人のうちから奉納物としてささげられた人は、あがなつてはならない。彼は必ず殺されなければならない。

三 地の十分の一は地の産物である、木の実である。すべて主のものであつて、主に聖なる物である。もし人がその十分の一をあがなうとする時は、それにその五分の一を加えなければならない。三牛または羊の十分の一については、すべて牧者のつえの下を十番目に通るものは、主に聖なる物である。三その良い悪いを問うては

ならない。またそれを取り換えてはならない。もし取り換えたならば、それと、その取り換えたものとは、共に聖なる物となるであろう。それをあがなうことはできない』。